

△秋田縣(定 五 人) 第一區北島傳四郎○第二區畠山雄三○第三區須藤善一郎○第四區沼田宇源太○同區武石敬治

△福井縣(定 四 人) 第一區林彥一○第二區杉田定一○第三區西野久右衛門○第四區時岡又左衛門

△石川縣(定 六 人) 第一區松田吉三郎○同區赤土亮○第二區中田彌平○第三區久世嘉左衛門○同區淺野順平○第四區藻寄鐵五郎

△富山縣(定 五 人) 第一區內山松世○同區金山從革○第二區西田收三○第三區阪井敬義○第四區大矢四郎兵衛

△鳥取縣(定 三 人) 第一區石谷傳四郎○第二區西谷金藏○第三區野坂茂三郎

△島根縣(定 六 人) 第一區園山勇○第二區並河理二郎○第三區伊藤啓一郎○第四區恒松隆慶○第五區右田古文○第六區長田文次郎

△岡山縣(定 八 人) 第一區野崎定次郎○同區阪本金彌○第二區竹内正志○第三區犬養毅○第四區田邊爲三郎○第五區馬越恭平○第六

區河田繁穗○第七區加藤平四郎

△廣島縣(定 十 人) 第一區佐々木高榮○同區渡邊又三郎○第二區小田貫一○第三區金尾稜嚴○第四區和田彥次郎○第五區脇榮太郎○第六區山蔭靜夫○第七區松井將壯○第八區井上角五郎○第九區麥田宰三郎

△山口縣(定 七 人) 第一區本間源三郎○同區古谷新作○第二區磯部孝一○第三區大岡育造○第四區三輪傳七○同區武弘宜路○第五區熊代謙三郎

△和歌山縣(定 五 人) 第一區岡崎邦輔○同區太田信一○第二區上野勘助○第三區山口熊野○同區山本隆太郎

△德島縣(定 五 人) 第一區石田真二○第二區坂東勘五郎○第三區川真田市太郎○第四區橋本久太郎○第五區大久保辯太郎

△香川縣(定 五 人) 第一區中野武營○第二區林喬○第三區宮井茂九郎○第四區堀家虎造○第五區高橋松齋

△愛媛縣(七員) 第一區武市庫太○同區高須賀穰○第二區野間豊五郎○第三區重岡薰五郎○第四區合田福太郎○第五區清水靜十郎
 ○第六區兒島惟謙

△高知縣(四員) 第一區土居平左衛門○第二區林有造○同區片岡健吉○第三區西山志澄

△福岡縣(九員) 第一區平岡浩太郎○第二區藤金作○同區小野隆助○第三區多田作兵衛○第四區佐々木正藏○第五區野田卯太郎○第六區永江純一○第七區久良知寅次郎○第八區征矢野半彌

△大分縣(六員) 第一區箕浦勝人○第二區大塚幸兵衛○第三區朝倉親爲○第四區廣瀬貞文○第五區元田肇○第六區江島彥雄

△佐賀縣(四員) 第一區武富時敏○同區江藤新作○第二區松尾寛三○第三區二位景暢

△熊本縣(八員) 第一區佐々友房○同區松枝顯勝○第二區村上一郎○第三區武藤一忠○同區佐伯誠一郎○第四區藤岡常彦○第五區

松岡長康○第六區小崎義明

△宮崎縣(三員) 第一區津野常○第二區横山通英○第三區小林乾一郎

△鹿児島縣(七員) 第一區有馬要介○第二區鮫島相政○第三區長谷場純孝○第四區柏田盛文○第五區有村連○第六區佐藤通代○第七區麓純義

○貴族院議員異動 第十一回議會貴族院停會後、第十二回議會同院停會に至るまで、其議員の異動左の如し。

△勅任 男爵鈴木大亮

△補闕當選 男爵小早川四郎

△勝訴上任 飯尾麒太郎

△辭職 前田正名○兒島惟謙

△死亡 公爵島津忠義○男爵山川浩○男爵若王子遠文○晃親王○

男爵森岡昌純○小室信夫
△敗訴失格 久米唯次○松村修平

●政府、内閣更迭

○松方内閣總辭職、伊藤内閣組織 松方内閣は第十一議會衆議院の解散を奏請すると同時に總理大臣松方正義自ら辭表を呈し、尋て各大臣亦之に倣ふ。唯樺山高島の二人仍ほ留りて内閣改造に苦辛したりと雖も、遂に意の如くなる能はず。此に於て元老會議を御前に催し、諸老皆な侯爵伊藤博文を總理大臣に擬す。伊藤は大隈と聯合して内閣を組織せんとし、交渉數次に及びたりと雖も、大隈の要求條件を過大なりとして交渉を絶ち、更に板垣と交渉を試みたりと雖も、是れ亦不調に終る。經營幾日、纔に閣員の人選を了し、裁可

を蒙り、明治三十一年一月十二日を以て親任式を行はる。新内閣員の配置は左の如くにして、海軍大臣西郷及び外務大臣西の二人は前内閣より留任す。

内閣總理大臣侯爵伊藤博文○海軍大臣侯爵西郷從道○大藏大臣伯爵井上馨○内務大臣子爵芳川顯正○外務大臣男爵西德二郎○陸軍大臣子爵桂太郎○司法大臣曾禰荒助○文部大臣侯爵西園寺公望○農商務大臣男爵伊東已代治○遞信大臣文學博士男爵末松謙澄

○閣員異動 新内閣組織の後未だ幾くならずして文部大臣西園寺公望其職を辭し、文學博士外山正一其後任たり。次て農商務大臣伊東已代治其職を辭し、金子堅太郎其後任たり。伊東の辭職は自由黨と政府との關係斷絶に因し、又取引所事件の疑獄に聯ると云ふ。

●政黨

○自由黨の去就 自由黨は當初伊藤内閣に同情を寄せ、自ら進んで之と相提携せんと試む。伊藤亦好意を以て之を遇し、總選舉後内務大臣の椅子を其總理板垣に與へんとするの意を漏らす。總選舉は此事情の下に行はれ、兩者の私情益々近接したりと雖も、政府部内自由黨を憚はざる者尠からず。交々伊藤に忠告して自由黨に遷づくこと勿らしむ。爲に伊藤は輒く前約を履ます、漸次に冷淡の態度を取る。自由黨大に悲り、遂に斷然政府反對の決議を爲したり。曰く『我黨は現内閣を以て政黨を基礎とせる憲政の完美を期するの望なきものと認む、故に之に反對す』と。

○進歩黨、對外問題 進歩黨は姑く從來繫争の内政問題を閉却し、主として東洋問題の解決に全力を注ぎたり。時に歐西列國、交々清國の土壤を租借占領し、東洋の平和頗る危殆に赴く。進歩黨は

乃ち他の同志と共に對外同志會を組織し、時局を拯救し、國權を保維せんことを努めたり。其政府に對する方針に至りては之を明言せず。○爾餘各派 國民協會は一選舉毎に會員の數を減す。此會の政府に對する方針甚だ明かならず。外に前閣に深縁を有する薩派あり、現内閣に反對するものなり。又山下俱樂部なる團體起る。其嚮背明かならず。

○議員黨派別 第十二回議會に臨むべき衆議院議員の黨派別概要左の如し。

自由黨九十八人 ○進歩黨九十一人 ○國民協會二十六人 ○山下俱樂部四十八人 ○其他三十七人

●清國事情

○戦後の清國 往年日清戦役終局の後、歐西列國の視目は偏へに

東洋に集り、交々各般の利権を清國に要求し、詐術に次ぐに威力を以てし、以て其慾望を満さんことを努む。而して清國力微にして之を拒む能はず、唯々として一に其要求を容る。清國の地圖爲に一變し、其利権亦頗る蹙る。此趨向や、明治三十年より翌三十一年の交に亘りて益々其勢を長し、而して最も忌憚なき行動を逞ふするものを露國と爲す。

○露清密約 露國は往年我帝國に迫りて遼東半島を清國に還付せしめ、尋て清國の爲に償金調達に助力を與へ、巧みに恩を同國に售り、徐々之れが報酬を要め、遂に一密約を締したり。其密約を以て、西比利鐵道を滿洲に延長するの權利、及び滿洲鑛山採掘・同地兵勇訓練・其他諸多の特典を得、膠州灣租借を豫約し、又旅順大連に於ける軍事上の共助方策を定めたり。此密約の成るや、露國は直ちに東

清鐵道會社を起して滿洲を經營す。事は明治二十九年の後半に在り。爾來露國の勢力隆々として滿洲に伸ぶ。

○租借頻々、勢力範圍限定 既にして明治三十年十一月、獨逸國は其在清宣教師の殺害せられたるに報ひんとして一舉膠洲灣を占領し、遂に條約を以て該地を九十九個年間永借し、主ら軍備の根據地と爲し、清國の主權の施行を禁遏し、且つ山東省に於ける鐵道敷設權・鑛山採掘權・放資優先權を取得せり。(三十一年三月六日條約調印)獨逸の膠州灣占領に後るゝこと一月、(三十年十二月)露國は突然旅順口及び大連灣を占領し、直ちに清國に迫りて條約談判に着手し、遂に二十五個年間兩灣租借の許諾を得、旅順口を以て軍港と爲し、大連灣の一部を開放して商港と爲すことを約し、且つ東清鐵道の支線を大連灣方面に延長敷設するの特權を得たり。(三十一年露曆三月二十七日條約調印)英國は露國の旅順大連占

領を非議し、以て東洋の均勢を破るものと爲し、之を清國に忠告し、之を露國に抗議す。兩國之を省みずして條約を結び、且つ旅順口を以て純平軍港と爲す。英國乃ち日本撤兵後に及んで威海衛を租借し、以て露國に對抗せんことを期し、清國と一條約を結び、威海衛租借の特權を得たり。其租借期間は露國が旅順口を租借すると同一期間とし、純ら以て軍備の根據地に供す。(三十二年七月一日條約調印) 次て佛國亦安南方面防護の目的を以て廣州灣租借を清國に要求し、遂に九十九個年の長期間之を租借するの特權を得、専ら停船貯炭所の用に供し、相當の軍備を施設するの許諾を受け、且つ附近要地間に鐵道電信を設くるの約を結べり。(三十二年十一月十五日條約調印)

○帝國の舉措、福建不割讓の約 右歐西列國か交々勢力範圍を清國領土内に劃したる時代は、我に在りては松方内閣瓦解前より伊藤

内閣設立後の兩間に跨る。此東方多事の際、帝國政府は毫も清國に警告せず、又列國に抗議せず 黙々として空しく他の爲す所を傍觀し、唯々清國をして福建省を他國に割讓せざることを約せしめ、及び將來同省内に鐵道を敷設するに當り、資本及び技師を供給するの優先權を得たるのみ。(三十一年四月二日十四日條約調印) 民間黨は以て無策無能と爲し、頗る政府の措置を憤慨し、此問題を以て大に第十二回議會に相争はんことを期したり。

第二章 會期

○召集、會期日數 第十二回帝國議會は明治三十一年五月十四日を以て東京に召集せられ、其會期を二十一日間と定む。

○衆議院正副議長 衆議院は召集當日正副議長候補者の選舉を行

ふ。其結果左の如し。

議長候補者 片岡健吉○鳩山和夫○見島惟謙
副議長候補者 元田肇○田口卯吉○大岡育造

片岡健吉議長に、元田肇副議長に各々勅任せられたり。

○成立、開院式、勅語 兩院成立し、十九日車駕親臨して開院式を行ふ。當日の勅語中左の數節あり。

維新開國の國是に基ける條約改正の業は今や其の實施を見る將に近きに在らむとす朕は忠良なる臣民の上下一致之を遂行するに勗め以て益國光を發揚せむことを望む○法典は曩に其の施行を延期し逐次修正を加へしめ其の一部は既に公布せしめたり茲に爾後の修正に屬するものを以て議會の議に付せしむ○朕は時運の進歩に伴ひ憲政の益鞏固ならむことを望み衆議院議員選舉法改正案を議會に提出せしむ○明治三十一年度の歳出歳入は既に前年度の豫算

に依らしめたり仍財政の基礎を鞏固にする爲に國務大臣に命じ租税増加の經畫を定めしめ其の他の緊急なる追加豫算及諸法律案と共に議會の議に付せしむ

○●全●院●委●員●長●、●常●任●委●員 次て兩院は全院委員長及び常任委員を選舉す。全院委員長選舉の結果、貴族院に於ては公爵徳川家達當選し、衆議院に於ては工藤行幹當選す。

○●會●期●延●長 六月九日より同十五日に至るまで七日間、帝國議會の會期延長を命ぜらる。

○●停●會 六月七日より同九日に至るまで三日間、帝國議會の停會を命ぜらる。

○●解●散 六月十日衆議院解散・貴族院停會を命ぜらる。

第三章 東洋問題

歐西列國の清國に對する態度は前章既に之を叙したり。此問題は事態の甚だ重大なるに拘らず、議會に於ける反響極めて鋭く、僅に質問と上奏案の起りたるを見るのみ。茲に特に一章を設けて議會の云爲を記す。

○質問

開院劈頭、進歩黨は先づ質問書を提出し、自由黨亦別に類似の質問書を提出したり。其質問は共に露佛獨英各國の對清要求・之に關して帝國政府と各國政府との交渉・及び帝國政府今後の方針如何等の諸點に在り。之に對する政府答辯の要領を擧ぐれば、曰く『往年三國の還遼勸告の際、三國をして遼東の租借又は占領に關し何等誓約を爲さしめたること無し』曰く『各國の對清要求に關し、政府の聞く所も坊間の風説以上に出でず』曰く『各國との交渉及び今後之處置に關しては今之を明言するの時機にあらず』云々。

○上奏案、否決

進歩黨は以上の答辯に満足せず、遂に上奏案を

提出して閣臣を彈劾せんと擬す。案文中『……然るに閣臣の偷安姑息なる、嘗て忠言を致せる邦國にして今や却て還付の地に踏據するを坐視し、權力均衡と東洋の平和を維持する所以の道に於て一も施爲する所なし。是れ明かに還遼の聖旨に乖戾するものなり』云々の語あり。案は發議者神鞭知常之を説明し、遼東半島の還付より露國の同地租借に至るまで、帝國政府の措置極めて軟弱拙陋なるを指摘し、其還遼の聖旨と相容れずして徒らに國辱を累ぬるに過ぎざることを諄々論難す。此時列席の國務大臣漸次に其席を去りて遂に隻影を留めず。尋て討論に入り、自由黨及び國民協會は本案に反對を表し、遂に百十六に對する百七十二を以て之を否決したり。

第四章 増稅案、解散

●政府の計畫

○三十二年推定豫算、歳入不足 明治三十二年度歳計豫算は未だ正式に調製するに至らずと雖も、政府は財政の實況に徴して歳入に不足を告ぐべきを豫想し、其不足を補ふに増税及び官業益金の收入(此收入も一括して増税と呼ぶ)を以てせんことを期し、増税法案の参考として三十二年推定豫算の歳入出額を當期議會に説明したり。其推算に依れば、歳入は公債及び償金繰入を除きたる普通歳入一億四千三百餘萬圓、歳出は公債及び償金支辨に屬する費途を除きたる普通歳出一億四千二百餘萬圓、差引百餘萬圓の歳入超過と爲るの計算なりと雖も、右歳出の外、臺灣諸經費・航海獎勵及び航路擴張費・新計畫に屬する公債償還増額・監獄費・國庫支辨・條約改正實施等に伴ふ新事業費・物

價騰貴等に伴ふ經常費増加等、合計三千七百餘萬圓の支出を要するを以て、之を加へて出入計算せば、歳入の不足實に三千五百餘萬圓に達す。

○増税及官業益金増收の計畫 政府は増税及び官業益金の増收に依りて右歳入の不足を補はんとす。増税種目は地租・酒税・所得税の三種にして、官業の増收種目は電信及び鐵道是なり。其計畫大要左の如し。

●地租 市街宅地々價百分の五、郡村宅地同百分の三、田畑鹽田礦泉地同百分の三箇七(以上年額千七百五十五萬圓増收の見込) ○酒税 第一種一石十圓、第二種同九圓、第三種同十一圓(以上年額千二百四十一萬圓の増收見込) ○所得税 各種階級を變更増率し、年額百六十四萬圓増收の見込 ○電信收入 四十三萬圓増收の見込 ○鐵道益金 三百二十四萬圓増收の見込

以上各種増收年額三千五百餘萬圓。以て歳入歳出の均衡を保たんと

す。政府の説明に曰く「歳入三千五百餘萬圓の陥缺を來すべき費目(即ち前項臺灣諸經費以下五六の費目を指す)は必ず經常歳入を以て之を支辨せざるべからず。經常歳入を得るの道は唯々増税あるのみ。而して増税計畫を今期議會に確立するにあらざれば、三十二年度に豫期の全額を收入する能はずして、又々公債に頼るの已むべからざるに至るべし。故に三十二年度の豫算は未だ正式に調製するに至らずと雖も、今に於て速く増税法を確定せざるべからず」と。

●衆議院の決定

○**財政各案接受**　政府は五月二十六日の衆議院に増税各案を提出し、特に緊急決議の要求を添へたり。此要求や端なく議事手續上の疑議を生じて議場に紛擾を起し、結局政府自ら其要求を撤回し、議

院は通常の手續を履みて之を三十日の會議に付す。大藏大臣井上馨現下財政の情况より論じて増税の已むべからざるを説き、切に議會の協賛を求めたり。議會は種々の質問に長時間を費し、尋て各特別委員を擧げて之を審査せしむ。

○**増租案委員會の否決**　特別委員會は先づ地租増徴案を審査したり。當時の國論、概ね地租の現行率を以て過重なりと爲し、又地租賦課の基本たる地價の不公平なるを認め、主義に於て地租増徴を不可とす。特に歳出豫算の編制未だ成らざるに當り、先づ歳入増加案を短期議會に提出して急卒協賛を求むるが如きは、前後緩急を誤りたるの處置と爲す。委員會は此趣意を以て地租増徴案に反對を表し、政府の要求極めて切なるに拘らず、幾んど滿場一致を以て之を否決したり。

○増租案付議、會期延長、停會 委員長林有造、委員會の結果を六月七日の議場に報告す。時に會期既に切迫せるを以て、政府は六日付を以て九日より一週間會期延長の勅命を傳ふ。委員長の報告あるや、本案を繼續委員に付託するの動議を起す者ありと雖も、多數を以て之を否決し、直ちに討論に入る。本案否決の意向甚だ明白なり。政府大に之を苦しみ、總理大臣伊藤博文は増租案を否決するは即ち國運の進歩を沮むものなりと云ひ、暗に解散を聲言して議員を脅かす。議員は之を意とせずして議事を進め、將に本案を表決に付せんとするの際、忽ち三日間議會停會の詔勅を拜す。

○地價修正の希望 此時に當りて地價修正の議論油然として院内に起る。多年地價の不公平なるを聲らして其偏重なるものを低減せんことを冀ひたる議員は、現在の繁争問題たる地租増徴案と交換し

て地價修正の宿望を達せんことを期し、多數議員の署名を以て之が建議案を提出す。地租案の通過甚だ艱みて停會の令下るや、地價修正派の議員は停會期間を利用して運動最も努め、遂に地租増徴案の議事に先たち地價修正建議案を議するの方略を定めたり。

○増租案否決 六月十日、再び會議を開き、停會前に回りて地租増徴案を議題と爲す。地租増徴案の先決問題として地價修正建議案を討議すべしとの動議出づ。此動議は百二十七に對する百六十五を以て否決せらる。尋て地租増徴案を表決し、二十七に對する二百四十七を以て之を否決したり。若し夫れ酒税及び所得税増徴案は未だ委員會の審査を経す。

● 解 散

○衆議院解散 衆議院が地租増徴案を否決するや、政府は直ちに同院解散の詔勅を傳達したり。

第五章 法律案

○兩院通過法律案件銘 當期議會の接受したる法律案の数は六十九件にして、其兩院を通過したるもの左の二十二件なり。

- 廣島縣下郡廢置法律案○生絲直輸出獎勵法廢止法律案○法例修正案○民法中修正案○民法施行法案○一圓銀貨引換に關する法律案
- 北海道官設鐵道會計に關する法律案○傳染病院等の敷地地租免除に關する法律案○臺灣銀行法中改正法律案○政府發行紙幣通用廢止に關する法律案○戶籍法案○特別輸出港輸出物品指定に關する法律案○人事訴訟手續法案○非訟事件手續法案○競賣法案○實業教育費國庫補助法中改正法律案○明治六年第百三號帝告改正法

律案○日本勸業銀行法中改正法律案(以上政府提出)○水害地方租稅特別處分法案○市制中東京市京都市大阪市に於ける特例廢止法律案○市制追加法律案○保安條例廢止法律案(以上衆議院提出)

○法典殘部修正案 法例・民法・商法及び之に關聯する各法律は、屢次其施行を延期し、其内修正の成りたるものは、時に隨ひ之を發布し、若くは期に先ち之を施行す。政府は法典實施を以て改正條約實施の條件と爲し、之を締盟列國に約したるを以て、法典調査會をして法典殘部の調査を急がしめ、今や案全く成り、之を當期議會に提出するに至れり。

△法例 法例の修正案は先づ衆議院に提出せられ、異議なく兩院の協賛を得たり。後ち政府は勅令を以て本法の施行期を明治三十一年七月十六日と定む。法例は主として國際私法の原則を定めたるも

のにして、全編三十條より成る。

△民法・民法施行法　民法中、總則・物權・債權の三編は、先に第九議會の協賛を経て政府既に之を發布せり。今回編成を了りたるものは親族・相續の二編にして、舊法の人事編及び財産取得編の一部に修正を加へたるものなり。本案は民法施行法案と共に先づ衆議院に提出せらる。院内尙ほ新法典の我が國風民情と相容れざるを指摘し、再修正論を唱ふる者ありたりと雖も、衆議院は遂に一字の修正を施さずして原案を可決す。貴族院に於ても短期議會に此浩瀚なる法案を議決するを輕躁なりと爲し、繼續委員付託の議を唱ふる者ありたりと雖も、此說亦破れて一に原案を可決す。政府は明治三十一年法律第九號として之を發布し、同年勅令第二百二十三號を以て其施行期限を同年七月十六日と定めたり。民法は五編・千百四十六條に成り、

今次發布の親族・相續兩編は、前年發布の總則以下三編と相待て帝國の成典たり。

△商法・商法施行法　商法中、會社・手形・破産の三編は、先に第四議會の協賛を経て既に之を實施す。今や同法全部の修正成り、其施行法案及び關聯各法律案と共に先づ貴族院に提出せらる。是れ亦民法に於けると等しく反對論なかりしにあらずと雖も、大多數を以て同院を通過す。然るに解散の爲め衆議院の決議を見るに至らず。既にして曩に延期したる商法實施期限明治三十一年七月一日到來したるを以て、政府は其修正案提出を後期議會に譲り、姑く未修正のまゝ之を施行したり。

△戸籍法・國籍法　戸籍法案は民法修正案と共に先づ衆議院に提出せられ、兩院の協賛を経たり。國籍法案は貴族院を通過したるに

止まり、未だ衆議院の議決を経ず。

○選舉法改正案 政府は自ら衆議院議員選舉法改正案を提出す。

其案に依れば、被選舉人の納税制限を廢して滿三十歳以上の男子に凡て被選舉權を與へ、選舉人の納税制限を地租五圓以上若くは所得税又は營業税三圓以上に低下し、各府縣を通じて一選舉區と爲し、大低人口十萬に一人の議員を出し、市を獨立の選舉區と爲し、大低人口五萬に一人の議員を出し、議員の總數を四百七十二人に増加し、而して投票は單記々名の方法を取らんとす。本案に對しては首相伊藤博文自ら説明の任に當り、我國運の進歩は現行選舉法の參政權狹隘に失するを以て、之を擴張するの方今の要務たるを論述す。衆議院は二十七名の委員を擧げて之を審査せしむ。投票方法の單記聯記・記名無記名・及び市部選出議員數の多寡に關して兩説を生じ、兩様の

報告あり。本會議は三日間の討論を累ね、政府案に幾多の修正を加へて之を可決したり。修正の要點下の如し。選舉人の年齢資格を下して二十歳以上と爲し、被選舉人を二十五歳以上と爲す。東京以下八大市を除くの外、市部は郡部の選舉區に編入す。議員總數を四百四十人と爲す。投票は聯記無記名の方法を取る。此修正に對し、政府は市部選舉權の縮少及び聯記投票方法に絶對的反對を表し、而して貴族院は未だ本案を付議せざるに方りて議會解散と爲る。

○特別市制廢止 東京・京都・大阪の三大市に施行せる特別市制を廢止するの議は、議會あつてより已來、常に衆議院の唱ふる所にし、容易に同院を通過したりと雖も、每次貴族院の沮止する所と爲る。此法律案は又常期議會に提出せられ、例に依り直ちに衆議院を通過し、貴族院又々異論を生じたりと雖も、遂に多數を以て之を可決し、

多年の宿題此に至りて始て解決を告ぐ。

○保安條例廢止 保安條例の廢止亦每期議會の問題と爲り、衆議院之が法律案又は建議案を可決したること幾たびなるを知らずと雖も、常に貴族院の同意を得る能はず。當期の議會に及んで兩院始めて同條例廢止法律案を可決したり。

第六章 雜纂

○三十一年度追加豫算 政府は明治三十一年度總豫算追加案を當期議會に提出すること六號の多きに及へり。各案の運命左の如し。
△不成立豫算補充 追加豫算第一號は歲入九十萬三千九百五十四圓、歲出千三百七十八萬八千七百七十七圓にして、不成立に終りたる同年度總豫算の欠を補はんとするものなり。兩院は其歲入を三十一萬

四百八圓に、歲出を千三百七十四萬三千二百二十一圓に減額して之に協賛す。但し政府は右歲入の不足千二百餘萬圓を補ふか爲に價金特別會計資金を繰替運用せんとし、之れが法律案を提出したりと雖も、未だ其議決を見るに及はずして議會解散と爲る。

△神宮造營費 追加第二號及び第四號は共に 神宮造營費に関するものにして、其歲出は通計十萬八千十四圓なり。兩院は謹て之に協賛したり。
(五月二十三日 神宮炎上。兩院議長は各々其院を代表して天機を奉伺す。)

△爾餘豫算 追加第三號第五號及び第六號は議會解散の爲め成立に至らず。

○豫備金及剩餘金等の支出 明治二十九年豫備金・剩餘金・特別會計豫備金・特別會計資金支出等の各件は、衆議院は之に事後承諾を與へ、貴族院は未決に止む。

○**決算受領** 政府は明治二十七八年臨時軍事費決算、及び二十八年度決算を當期議會に提出したり。兩院は共に其検査を次期以下に譲りたるを以て、其決算額及び豫算額との對照は都て之を後編に譲る。

○**經濟財政上の質問** 工藤行幹等より財政經濟に關する質問を發す。質問事項は多岐に亘ると雖も、其要點を舉ぐれば、『戰後經營の方策を誤りたる結果、金融必迫し、金利暴騰し、萬業凋衰して生産力大に減す。政府の之を救濟する方針如何』既定の公債支辨事業を遂行せんとするも、内債を募集するは財界の現況之を許さず。政府は那邊に其財源を求めんとする乎『清國債金の内支途の未だ確定せざる金額の處分如何』と云ふに在り。政府は之に對て曰く『財政の許す限り、償金の餘裕を以て確實なる生産事業を補助し、公債を買入

れ、漸次經濟社會の緩和を圖らんとす。既定の公債事業は一時償金を繰替て之を支辨し、他日公債を募集して之を返戻し、又其公債の一部は外國市場に於て之を募集せんとす』云々。

○**検査院長違法處分事件** 會計検査院長違法處分事件に關し、前期貴族院は大に此問題を以て政府と相争はんことを期し、開院劈頭一質問書を提出したりと雖も、衆議院解散の爲め政府の答辯を得ること能はず。茲に當期議會に及んで再び質問書を發して政府を追窮し、衆議院亦上奏案を提出したり。

(註)明治三十年三月八日、會計検査院長子爵渡邊昇は臨時軍事費検査の成績を上奏したり。凡そ會計検査の成績を上奏するに當りては、検査院總會議の議決を経るを要する。と院法第十條及び第十五條の明規する所、然るに渡邊は此手續を執らずして單獨上奏したり。此を以て世間其違法を議する者頗る多く、院内亦二派に分れ、部長安川繁成等數人極力渡邊の處置を難す。渡邊は四月十一日俄かに總會議を開き、多數を以て下の議決

を爲す。曰く「院長前日の上奏は院の行政に屬する事項にして、検査成績にあらざるを以て、單獨上奏に敢て院法に觸るゝ所なし」と。安川等尙ほ其不法を争ふて曰ます。渡邊は故らに此等反抗者數名を除外して検査官總會議を開き、安川等を以て身體若くは精神の衰弱に因り職務を執る能はざるものと爲し、退官處分の議を決し、時の政府松方内閣は之を執奏して同年五月二十五日安川等に退官を命じたり。

△質問 貴族院に於て公爵近衛篤磨等より本件に關して二通の質問書を提出す。一は會計検査院長の臨時軍事費検査に關する單獨上奏、及び此上奏を以て行政事項に屬する院長の特權なりと解釋せる總會決議に對し、現政府の解釋及び處置如何を問ふに在り。一は院長に反抗したる検査官等を誣て身體精神の衰弱せるものと爲したる検査院總會議の決議を採用し、之に退官規定を適用したる前内閣の處置は、現内閣亦以て至當と認むる乎と云ふに在り。政府は此兩個の質問に對し「天皇に直隸し内閣に特立する検査院の上奏及び決議

に對して是非の意見を表示するの限にあらす」と答へたり。

△上奏案 衆議院に於ては安部井磐根等より一通の上奏案を提出す。其上奏案は現任院長が法を矯め文を舞はして不應爲の行動を逞ふし、立憲治下最も有用の機關たる會計検査院をして有名無實に終らしむるものたるを論し、聖明の宸斷を仰ぎ奉らんとするに在りて、其理由書に於て詳かに臨時軍事費検査に關する匪違橫暴の迹を指摘したり。此上奏案は解散の爲め未だ議に上らすして止む。

○臺灣法官違憲罷免事件 臺灣總督府法院判官違憲罷免事件亦前期貴族院の質問に上りたりと雖も、解散の爲め政府の答辯を得る能はず。本件は當期議會已後多年に亘りて政界の問題なり。

(註)臺灣我版圖に入るの後、總督府及び地方廳を置きて全島を經理す。吏員間、無賴の徒と相結んで私益を綱し、綱紀頹廢して頗る醜聲を流す。新任高等法院長判官高野孟矩、

司法權を揮て匪違を一掃せんことを企て、着々手を檢舉に下す。時の政府松方内閣は以て不便と爲し、三十年十月内閣の名を以て高野に非職を命し、次で同年十二月免官の辭令を發したり。高野は次で憲法第五十八條第二項(裁判官は刑法の宣告又は懲戒の處分の保障を破るものなりと爲し、非職及び免官の辭令を返付し、固く其椅子を守りて復た動かす。政府遂に警察力を以て之を斥攘したりと雖も、高野は尙ほ前日の辭令の違憲無効なるを叫んで止まず。書を提して之を政府に争ふこと十數回に及ぶ。而して政府遂に省するなし。)

△質問、上奏案 本件に關し大竹貫一等は一質問を發し、臺灣總督府法院判官の罷免と憲法第五十八條第二項との關係に對し現政府の見解如何を問ひたりと雖も、解散の爲に答辯を得ず。更に匪違矯救の爲め上奏案を提出したりと雖も、是れ亦未だ議事に上らず。

○當選訴訟四件(貴族院) 貴族院に於て多額納稅議員當選取消訴訟の起るもの四件あり。左の如し。

△資産減耗者の投票 茨城縣多額納稅議員互選會に於て現任議員松村修平及び荒野由次郎は共に六票を得、松村は年長の故を以て當選者と決定せらる。然るに松村に投票したる甲某は前年其所有地所を他に讓渡し、爲に實際互選の納稅額を缺くに至りたるも、未だ之が登記の手續を了せざりしか爲め、互選名簿に其氏名を録せられ、從て松村に投票したり。荒野は此投票を無効なりと爲し、之を松村の得票中より控除して自己の當選を確認せんことを要求す。資格審査委員會は原告の請求を有理と認め、少數者は反對の意見を取り、兩様の報告を爲す。本會議は九十九に對する百四を以て被告の當選を無効と判決す。但し原告の得票の効力に關しては故らに之に言及するを避けたり。(原告の資格は次期議會議の問題と爲る。)

△自選投票 兵庫縣多額納稅議員互選會に於て、現任議員斯波與

七郎及び後藤勝造共に七票を得たり。然るに後藤の得票中に自選投票ありたるを以て、管理者は其一票を控除し、斯波を多數の得票者と決定したり。後藤は此決定に服せずして貴族院に訴す。貴族院は滿場一致を以て自選投票を無効と爲し、乃ち被告に勝利を與へたり。

△互選名簿確定前の委託投票 愛媛縣多額納稅議員互選會に於て

現任議員久米唯次及び飯尾麒太郎は共に同數の投票を得、久米は年長の故を以て當選者と決定せらる。然るに飯尾は別に一票を有す。此より先き互選者の一人甲某は飯尾の氏名を記載せる投票を封緘して之を互選者の一人乙某に託し、四月九日洋行の途に上る。而して互選名簿は六月一日確定し、互選會は六月十日之を行ふ。互選當日乙某は甲某の委託投票を行ひたるに、投票管理者は該投票は互選名

簿確定前の委託にかゝるを以て無効と爲し、之を除却して投票を計算し、前記の決定を與へたり。飯尾は甲某の投票を以て有効なりと爲し、乃ち本訴を起し、該投票を計算中に加ふべきを主張す。貴族院は四十五に對する百四十五を以て原告の請求を可認したり。曰く『互選規則中、名簿確定前の委託投票を無効とするの明文なきを以て、甲某の投票は有効たるを失はず』と。

△前後二通の委託投票 石川縣に於て多額納稅議員互選會を行ふの前日、互選者の一人甲某は酒井芳の氏名を記載せる投票を封緘して之を酒井に委託し、投票當日別に岡部勇作の氏名を記載せる投票を封緘して之を互選者の一人乙某に委託したり。投票に際し、選舉管理者は甲某後日の委託は前日の委託を消滅せしむるの効ありと爲し、乙某の受託投票のみ受領し、而して岡部は多數得票者と決定

せられたり。酒井は此決定を不當として貴族院に出訴す。貴族院は「被選舉人の選擇を變更するは選舉人の自由にして、後日の意思の表示は前日の意思の表示に勝る」との理由を以て被告の當選は無効にあらすと判決したり。

第十二回帝國議會

第一章 召集前記

本章録する所、其後半は即ち第十三議會前記にして、其前半は寧ろ第十二議會後記とするを尤當とす。然れども等しく兩會期の空間に起りたる政治事項にして、前後の事實彼此相關聯するを以て、姑らく前來の例に従ひ、之を一括して「召集前記」と云ふ。但マ此期間の政變たる、事極めて重大にして、其所未皆な政府と政黨との間に緊切なる交叉を相爲すを以て、強て前例に泥みて「政府」又は「政黨」の分類を設けず、別に重要事項に依りて題目を標し、序を追ひ項を分ち以て各般の事實を其題下に收む。

●政府、政黨内閣の運命附政變始末

(憲政黨の組織及び分離、憲政黨内閣の成立及び破裂、官僚内閣の再興)

●憲政黨組織

自由進歩の兩黨は多年の確執を忘れ、相結んで第

十二議會に起ち、一舉立るに伊藤内閣提出の増租案を否決せり。爲に解散の厄を買ふや、兩黨は益々政府の處置に憤慨すると共に、愈々其結合を鞏固にし、遂に解黨合同の議を決し、着々其準備を講じ、六月二十一日^{三十一年}兩黨各々其黨を解き、更に同志を天下に求め、翌二十二日新たに一大政黨を組織し、名つけて憲政黨と云ふ。其宣言と綱領と實に左の如し。

宣言 憲法發布議會開設以來將に十年ならんとす而して其間解散は已に五回の多きに及び憲政の實未だ全く擧らず政黨の力未だ大に伸びず是を以て藩閥の餘弊尙ほ固結し爲めに朝野の和協を破り國勢の遲滯を致せり是れ舉國忠愛の士の慨嘆する所なり今や吾人は内外の形勢を鑑み斷然自由進歩の兩黨を解き廣く同志を糾合して一大政黨を組織し更始一新以て憲政の完成を期せんとす因て茲に之を宣言す

綱領 皇室を奉戴し憲法を擁護す○政黨内閣を樹立し閣臣の責任を嚴明にす○中央權の干渉を省き自治制の發達を期す○國權を保全し通商貿易を擴張す○財政の基礎を鞏固にし歲計の權衡を保つ○内外經濟共通の道を開き産業を振作す○陸海軍は國勢に應じ適

當の設備を爲す○運輸交通の機關を速成完備す○教育を普及し科學を奨励す

○政黨内閣組織

政府反對黨の組織の迅速にして且つ其黨員の多衆なるは政府の私かに喫驚したる所なり。此に於てか新政黨組織の翌々二十四日、元老會議を御前に催して後圖を議す。内閣總理大臣伊藤博文は新たに政府黨を組織して政府反對黨に抗するの論を取り、之を會議に提唱す。元老概ね之に賛せず。就中山縣有朋固く執て不可と爲す。(或は曰ふ山縣は會議席上憲法中止論を唱ひたりと。)伊藤は遂に辭職の意を漏らし、且つ其後任として憲政黨の兩首領大隈重信・板垣退助の二人を推薦するの議を唱ひ、而して已は則ち翌二十五日辭表を捧呈したり。此日再び御前會議を催し、内閣後繼の事を議し、遂に大隈板垣の二人を擧ぐるの議を決す。爾來二人は伊藤の仲介を以て内閣組織の大命を拜し、人選全く成り、三十日を以て其親任式を行ふ。新たに内

閣に列する者左の如し。

内閣總理大臣兼外務大臣伯爵大隈重信○内務大臣伯爵板垣退助○
農商務大臣大石正巳○文部大臣尾崎行雄○大藏大臣松田正久○司
法大臣大東義徳○遞信大臣林有造

新内閣組織に臨み、大隈等頗る海陸軍大臣の選任に憚り。皇土特
に海軍大臣侯爵西郷從道及び陸軍大臣子爵桂太郎の二人に命じて依
然其任に留らしむ。

○新内閣の性質、政務官及事務官 政黨員を以て内閣を組織する
は帝國破天荒の政變たり。内閣總理大臣大隈重信は新内閣組織勿々
地方官を召集し、此内閣の政黨内閣なることを明言し、時勢の進歩
は我帝國を促がして政黨内閣を創立するに至らしめたりと爲す。而
して新内閣員は海陸軍大臣を除くの外、悉く籍を政黨に列し、從來

の如く入閣と共に脱黨することなく、茲に全然年來の超然主義を覆
へせり。又官職を分て政務・事務の二種と爲し、政務官は政黨員中
より之を擧げ、内閣員と進退を共にすべきものと定む。此に於てか
黨人の自ら薦めて官職を求むる者雲の如く起り、往々にして數人一
職を争ひ、同志互に相陥擠して復た忌まず。政府は都て黨人を擧げ
て政務官に任じ、事務官亦黨人を以て之に補したること尠からず。
其選任の際、間々愛憎に亘るものあり。識者私かに其詮考を誤るを
譏ると云ふ。

○行政整理 新政府は創立勿々臨時政務調査局を設け、各省次官
局長等を擧げて其委員と爲し、之をして行政整理・官制改革の事に従
はしむ。委員中異論を懐く者尠からず。爲に調査意の如く進まず、
幾月數十回の會議を累ねて僅かに成案を作り、屢々修正を加へて始

めて裁可を蒙り、十月二十二日に及んで之を公布す。官制改革の結果、官吏の定員を減ずること四千五百二十二人、俸給を減ずること七十四萬餘圓なり。是より先き臨時政務調査局設置の前後、憲政黨亦別に行政整理の調査に着手し、案先つ成りて之を政府に示す。其改革事項は頗る多端且つ激烈にして、之を政府の立案に比すれば、寛嚴の差、彼此同日の談にあらず。

○憲政黨の内訌、均勢論 舊自由進歩の兩黨は、非常の決心を以て相合同し、與に借に憲政の完成を期したりと雖も、其衷心未だ必しも真正に融和せず。内閣成立の後、常に互に相反目し、事毎に相衝突して内訌絶ゆるの時なく、爲に當初の宣言徒らに美にして遂に之を實行する能はず。此を以て世上の信望漸く内閣を去り、同志の徒を以てするも亦遂に之に絶望するに至れり。自由派は先つ均勢論

なるものを提唱す。蓋し兩派擧ぐる所の大臣及び高官の數を比較し、我遂に彼に及はざるを憤るなり。自由派は此論を提げて内閣に起ち、各種の問題に逢着する毎に、輒ち此論を以て之に對し、必らず進歩派同數の椅子を得んことを期す。不幸にして事常に齟齬し、一も成效あるなく、爲に兩派の衝突益々長し、軋轢愈々加はる。

○共和演說事件 既にして自由派は進歩派出身文部大臣尾崎行雄の演說を資て均勢論實行の料に供せり。此より先き八月二十二日、尾崎は某集會に於て一場の演說を試み、世間徒らに金力を尊ぶの陋を嗤ひ、帝國を共和國と假定して其弊を推證す。居ること月餘、自由派は共和國云々の一語を以て帝國に不祥にして皇室に不敬なりと爲し、口を極めて尾崎及び進歩派一般を攻撃し、以て世人の感情を動かすに努む。内務大臣板垣退助亦之を内閣に争ひ、之を樞府に説

き、且つ之を宮中に訴ふ。此に於てか 皇上特に勅使を板垣に派して下問を垂れ、尋て聖諭を大隈に賜ふ。大隈乃ち之を尾崎に傳へ、尾崎直ちに辭表を草して之を大隈に委し、大隈之を閣下に捧呈せり。時に十月二十四日にして、演説以來二閱月の後に在り。

○**文部大臣更迭、閣議不統一** 尾崎の辭表捧呈の翌二十五日、閣議を開きて文部大臣の後任を議す。板垣は先づ均勢論を唱ひて自由派より其後任を擧ぐるの議を主張す。大隈は閣臣の推薦を黨派の均勢に決するの妄を辯し、一言の下に之を斥けたりと雖も、其内心は文部大臣の後任を進歩派より擧げんとするに在り。當日の會議は未決に了り、議題を翌二十六日の閣議を繼承す。板垣は仍ほ自由派より文部大臣を擧げんことを期し、若し能はずんは必らず進歩派の上任を阻碍せんことを期し、乃ち進歩派以外より幾人の候補者を指名

して順次に其採用を迫る。大隈一々之を斥け、議遂に決せず、衝突益々太甚し。此に於て大隈は即時自ら參内し、閣議の情況を以聞き、進歩派所屬犬養毅を文部大臣に奏薦して裁可を乞ふ。皇上之を嘉納し、其親任式を翌二十七日に讓る。二十七日早天、板垣參内、大隈を彈劾し、併せて犬養の其任に適せざるを諍ひたりと雖も、遂に及ぶなく、豫定に従ひ犬養毅文部大臣親任の式を行ふ。

○**憲政黨解散、憲政黨組織** 自由派は各種の問題に均勢論を施さんと試み、一も其功あるなく、今又文部大臣後任問題に失敗するに及んで、到底均勢論を貫徹するの難きを覺り、乃ち斷然此策を擲ち、更に憲政黨及び其内閣を破壊するの計に出つ。六月二十八日、(文部大臣親任の翌)自由派所屬總務委員は進歩派所屬總務委員に對して憲政黨解散の議を提し、其議の容れられざるや、憲政黨本部の名を以て協議會

を召集し、二十九日其所屬黨員の多數參集するに乘し、俄かに協議會を變じて大會と爲し、一舉直ちに憲政黨解散の議を決し、更に會議を改めて憲政黨を創立し、綱領宣言を議決し、黨則を定め、役員を選び、而して舊黨の解散・新黨の組織、同時に之を官憲へ申告せり。別に舊憲政黨殘務委員を設け、委員は直ちに本部の建造物を占領し、嚴に出入を誰何し、進歩派前黨員の來襲に備ふ。

○憲政黨並立、憲政本黨組織　進歩派所屬の憲政黨員は自由派の解黨決議を以て僭越不法なりと爲し、之を官憲に抗議し、之を天下に告白し、依然として自ら存立を保つ。此より先き兩派合同の憲政黨は十一月一日を以て大會を開かんことを期し、其決議案風に成る。進歩派は乃ち豫定に従ひ十一月一日大會を開き、既草の決議案を朗讀可決せり。此に至りて名稱を同ふせる二個の政黨は時を同ふして

併ひ立つの奇狀を呈したり。政府は前日既に憲政黨解散及び憲政黨組織の申告を領し、其兩通の申告は法式に欠くる所なきを以て、新憲政黨を認めて舊憲政黨を認めず。従て進歩派の所謂憲政黨は、既に解散の手續を了したる政黨——解散後未だ結黨を申告せざる團體なりと解し、乃ち十一月一日の大會に解散を命し、翌二日秩序紊亂の理由を以て其團體の存立を禁止したり。此に於て舊憲政黨の進歩派は、新たに一政治團體を組織し、名つけて憲政本黨と云ひ、三日を以て其結黨式を行ひ、綱領宣言を議決し、其創立を官憲に申告したり。

○閣員總辭職　自由派は既に前憲政黨を解散し了す。此日板垣は辭表を呈し、表中政務上の意見大隈と相容れざるを論じ、特に文部大臣後任問題を指摘して大隈の專斷を効し、自ら微力の責に任じて

骸骨を乞ふ。松田・林及び自由派出身の各高官、相與に辭表を呈す。皇上特に侍臣を遣し板垣を慰諭せしむ。此際大隈は屢々參内して内閣不統一の事情を奏上し、又善後の處置に關して聖斷を請ひ奉る。越て三十一日大隈は遂に辭表を捧げ、大石・大東・犬養及び進歩派出身の各高官皆な之に倣ふ。尋て局外の西郷・桂二人亦骸骨を乞ふ。此に至りて閣員を擧げて悉く進止を待つの人と爲る。初め板垣等の辭表を捧ぐるや、大隈等は板垣等の去るに任せ、其補闕を同志の間に求めて自ら内閣を維持せんことを期し、私かに聖允を請ふ所あり。尋て大隈等の辭表を捧ぐるや、板垣等は私かに自派提出の辭表却下せられんことを冀ひ、大隈等の補闕を同志の間に求めて自ら内閣を維持せんことを期し、盛に園遊會を催して威力を張る。爾く兩派は共に政權に戀々し、互に暗闘を試みたりと雖も、此時早く既に内閣

組織の大命元老に下り、爲に兩派の苦辛空しく水泡に歸す。

○山縣内閣組織 是より先き尾崎演説の物議を生ずるや、皇上特に元老を召して諮問を垂れ、尋て閣員擧て辭表を捧ぐるや、元老をして後圖を畫せしむ。在京の諸元老皆な山縣有朋を推薦するに一致し、之を闕下に奏上し、又政黨に對する方針を定めたり。時に伊藤博文清國に遊び、其本國に還る將に日なからんとす。伊藤は曩に政黨内閣組織に力を假したるの舊故に依り、大隈をして依然政黨内閣を維持せしむるの至當なるを念ひ、行李勿々歸朝の程に上る。山縣等以て新内閣組織に妨ありと爲し、乃ち奏し請て閣員人選の裁可を蒙り、伊藤が本國の土を踐みたる翌十一月八日を以て親任式を行ふ。前閣員中、西郷・桂の二人は繼て新内閣に入り、但く西郷は海軍大臣より内務大臣に轉ず。新内閣員の配置左の如し。

内閣總理大臣侯爵山縣有朋○大藏大臣伯爵松方正義○内務大臣侯爵西郷從道○陸軍大臣子爵桂太郎○文部大臣伯爵樺山資紀○外務大臣子爵青木周藏○逓信大臣子爵芳川顯正○海軍大臣山本權兵衛○司法大臣清浦奎吾○農商務大臣曾禰荒助

○新内閣と憲政黨の交渉、提携成就

山縣は從來固く超然主義を持して政界に立ちたりと雖も、時勢の變、政黨を疎外するの憲政を運用する所以にあらざるを覺り、乃ち有力なる政黨に頼りて其援助を假らんと欲し、之を各派に求めて憲政黨を得たり。時に第十三回帝國議會は既に召集せられたりと雖も、未だ開院の式を擧げず。政府は開院前必らず憲政黨と提携の約を締せんことを期し、故らに其式を遷延し、運籌最も力む。會々陸軍大演習を近畿に行ふの事あり、閣臣等輩に従ひ演習地方に赴き、十一月十六日大阪に於て憲政黨の

代表者(板垣・星)と會見し、山縣先づ口を開きて今後の議會に憲政黨の助力を請ふ旨を提言す。憲政黨は提携の條件として某々國務大臣の地位を要め、且つ其國務大臣をして政黨員の資格を以て内閣に列せしむるの許諾を得んことを求む。政府應ぜず。爲に談判不調に歸し、憲政黨議員總會は現内閣は政黨を基礎とせざるものなりとの理由を以て之に反對する旨を決議公表せり。然りと雖も黨内仍ほ政府と提携を望む者尠からず。政府亦談判不調に終りたるを憾む。此に於てか政府は再び交渉を憲政黨に開始し、詳かに臺閣の内情を披陳して懇に提携助力を請ふ。憲政黨は其交渉に應じ、國務各大臣悉く憲政黨に加盟せんことを要求す。政府は多方熟慮、遂に政黨加盟を謝絶し、別に二三の條件を提出す。曰く政府は憲政黨と提携したる旨を公然發表し、以て所謂超然主義を固執するものにあらざること

を宣言する事。曰く政府は憲政黨の主張せる各案を採用し、政府案として議會に提出する事。曰く政府は憲政黨の黨勢擴張に助力を與へ、將來常に利害休戚を同ふする事、是なり。憲政黨は此條件に満足を表し、二十九日の議員總會に於て之を公認し、『我黨は政府と提携して國家内外の急務を疏通し以て憲政の完成を勉むべし』と決議したり。

○提携宣言 憲政黨と提携の約成りたる翌三十日、政府は同黨員を内閣總理大臣官邸に招きて茶話會を催し、其席上に於て山縣は一場の演説を試みたり。其演説は先づ政府は政黨の助力に依りて國務を疏通せんことを期する旨を述べ、此希望を以て憲政黨と交渉し、遂に提携の約成就したる顛末を明かにし、兩者の政見は大體に於て相一致するを以て、相提携して戦後經營を完ふし、宇内の進運に對

する道を盡さんと云ひ、又憲政黨の宿論たる各般制度の改正は、政府之に同意するに吝まざることを明言し、而して此提携は決して一時の苟合にあらざる旨を述べたり。是れ即ち前日憲政黨に對する約束を履踐するものにして、政府は此演説を假りて兩者の提携を天下に發表したり。爾後政府は連日兩院各派の議員等を招きて茶話會を開き、歎話以て意思の疏通を圖る。而して憲政本黨は獨り之に與らず。

●政黨

○憲政黨 同黨は公然政府と提携し、相偕に國家内外の要務を疏通せんことを決議したること前來詳叙する所の如し。

○國民協會 同會は憲政黨内閣に不快の念を懷き、視て以て我國體に相反するものと爲す。既にして憲政黨内閣倒れて山縣内閣の成

立するや、十分の同情を新内閣に寄せ、其内閣が憲政黨と相提携するを見て最も機宜に適するの措置と爲し、益々之を賛けて有終の美を成さんとする旨を宣言したり。

○憲政本黨 同黨は憲政黨と絶對相容れず。従て山縣内閣と全然反對の地歩を占む。兩者提携の約成るや、同黨は視て以て苟合偷安、憲政の大義を破却するものと爲し、之を誹謗して餘力を遺さず。

○議員黨派別 初め憲政黨内閣の下に衆議院議員總選舉を行ふや、憲政黨は一黨を以て優に二百六十名の多數を占め、未有の盛觀を呈したりと雖も、日ならずして非常の政變に遇ひ、黨派の齟齬亦大に變す。總選舉當時に於ける議員黨派別概要左の如し。

舊進歩派憲政黨百十人 ○舊自由派憲政黨九十五人 ○兩派外の憲政黨五十五人 ○國民協會二十人 ○無所属及び政府黨二十人

(註) 舊進歩自由兩派以外の憲政黨員は、同黨解散の後、或は新立の憲政黨に行き、或は憲政本黨に投じ、或は黨派外に獨立す。而して議員全數に於て其政府に對する齟齬如何を見るに、其勢殆んど互角にして、政府黨較々優勢を占む。

● 議 員

○衆議院議員總選舉(第六)取締勅令 七月七日、衆議院議員臨時

總選舉の詔勅煥發し、其執行期日を八月十日と定む。其發令と執行と、共に憲政黨内閣仍ほ存立するの時に於てす。政府は總選舉の嚴正公平に行はれんことを期し、乃ち之か取締に關する緊急勅令を發布し、伊藤内閣か會て前回の總選舉に際して發布したる緊急勅令を廢止し、更に綿密なる規定を設けて一々罰則を付し、之を厲行して毫も假す所なし。此法は頗る効を奏し、選舉界自ら公平を保つことを得たり。加之當時自由進歩の兩派合同し、共に前議員の再選を約

し、互に相競争するを避けたるを以て、極めて平穩の間に總選舉を行ふことを得たり。

○改選議員名録附議員異動 總選舉の結果左の如し。選舉後、議員の異動は前議員氏名の下に註記す。

- △東京府(定員十) 第一區安川繁成○第二區星松三郎○第三區山田喜之助○第四區横山富次郎(處刑、補闕選舉を行はず)○第五區利光鶴松(處刑、補闕選舉を行はず)○第六區高梨哲四郎○第七區松田秀雄○第八區田口卯吉○第九區鳩山和夫○第十區堀田連太郎○第十一區淺香克孝○第十二區高木正年○第十三區青木正太郎○同區村野常右衛門
- △京都府(定員七) 第一區雨森菊太郎○第二區中村榮助○第三區小松喜平治○第四區喜多川孝經(辭職、奥繁二郎補闕當選)○第五區野尻岩次郎○同區石原半右衛門○第六區神鞭知常

- △大阪府(定員十) 第一區大三輪長兵衛○第二區伊藤徳三○第三區前川楨造○第四區吉岡直一○同區秋岡義一○第五區中野廣太郎○第六區深尾龍三○第七區出水彌太郎○第八區北田豊三郎○第九區中辰之助(辭職、佐々木政久補闕當選)

- △神奈川縣(定員五) 第一區島田三郎○第二區大塚成吉○第三區徳増源太郎(辭職、鈴木忠兵衛補闕當選)○第四區梶野敬三(死去、神藤才一補闕當選)○第五區安藤龜太郎
- △兵庫縣(定員十) 第一區本城安次郎(死去、鹿島秀麿補闕當選)○第二區石田貫之助○第三區植木致一(辭職、田健治郎補闕當選)○第四區鞍谷清慎○第五區平岡萬次郎○第六區西村眞太郎○第七區岡本松太郎○第八區堀豊彦○同區高川定次郎○第九區富田仙助○同區西村淳藏○第十區高津雅雄
- △長崎縣(定員七) 第一區富永隼太○同區淺田次郎(死去、松尾巳代治補闕當選)○第二區今村千代太○第三區白井哲夫○第四區草刈

武八郎○第五區宮崎榮治○第六區多田通

△新潟縣(定員十)

第一區齋藤和平太○第二區市島謙吉○同區佐藤

伊助○第三區高岡忠郷○第四區佐藤宗彌○第五區高橋九郎○同區

三輪潤太郎○第六區牧口義方(死去、山田順一補闕當選)○第七區

丸山嵯峨一郎○同區岡田龍松○第八區大瀧傳十郎○同區室孝次郎

○第九區磯部八五郎

△埼玉縣(定員八)

第一區加藤政之助○第二區粕谷義三○同區福田

久松○第三區新井啓一郎○同區長瀬清一郎○第四區堀越寛介○同

區齋藤安雄○第五區持田直

△群馬縣(定員五)

第一區久米民之助○第二區金井貢○第三區中島

祐八○第四區鹽谷五十足○第五區齋藤壽雄

△千葉縣(定員九)

第一區佐久間元三郎○第二區大塚常次郎○同區

四宮有信○第三區大須賀庸之助○第四區鈴木儀左衛門○第五區布

施甚七○第六區岩瀬武司○第七區星野助左衛門○第八區秋山源兵衛

△茨城縣(定員八)

第一區關信之介○同區五十野讓○第二區根本正

○同區大津淳一郎○第三區濱名信平○第四區初見八郎○第五區木

村格之輔○第六區岡野寛(死去、吉田源八補闕當選)

△枋木縣(定員五)

第一區星亨(死去、持田若佐補闕當選)○第二區

新井章吾○同區田村順之助○第三區田中正造(辭職、蓼沼丈吉補闕

當選)○第四區山田武(死去、福島一造補闕當選)

△奈良縣(定員四)

第一區中山平八郎○第二區瀧口歸一○同區本間

直○第三區磯田和藏(死去、伊東四郎補闕當選)

△三重縣(定員七)

第一區栗原亮一○第二區木村誓太郎○第三區和

波久十郎(處刑、平田力之助補闕當選)○第四區大石正己○第五區

尾崎行雄○同區森本確也○第六區森川六右衛門

△愛知縣(定員十)

第一區鈴木總兵衛○第二區井上信八○第三區堀

尾茂助○第四區村瀬庫次○第五區森東一郎○第六區西川宇吉郎○

第七區長坂重孝○第八區早川龍介○第九區浦野錠平○第十區加藤

六藏○第十一區後藤文一郎
 △靜岡縣(定八人) 第一區井上彦左衛門○第二區伊達文三(死去、西ヶ谷可吉補闕當選)○第三區廣住久道○第四區三橋四郎次○第五區寺田彦太郎○第六區松島廉作○第七區大村和吉郎○同區永井嘉六郎

△山梨縣(定三人) 第一區齋藤卯八○第二區河口善之助○第三區秋山元藏

△滋賀縣(定五人) 第一區望月長夫○第二區片岡久一郎○第三區大東義徹○同區藤野辰次郎○第四區脇坂行三

△岐阜縣(定七人) 第一區大野龜三郎(當選無効、天野若圓當選)○第二區片野篤二(死去、金森吉次郎補闕當選)○第三區佐久間國三郎○第四區井上源衛○第五區石井鼎○第六區前島丈之助(辭職、市岡政香補闕當選)○第七區杉下太郎右衛門
 △長野縣(定八人) 第一區飯島正治○第二區山田莊左衛門○第三區

龍野周一郎○第四區降旗元太郎○同區上條謹一郎○第五區小山久之助(死去、石塚重平補闕當選)○第六區中村彌六○第七區渡邊猶人

△宮城縣(定五人) 第一區藤澤幾之輔○第二區佐藤清○第三區菅原傳○第四區佐藤琢治○第五區首藤陸三

△福島縣(定七人) 第一區菅野善右衛門○第二區安部井磐根○第三區區河野廣中○同區鈴木萬次郎○第四區佐治幸平○同區柴四朗○第五區門馬尙經

△岩手縣(定五人) 第一區大隈英麿○第二區小田爲綱(死去、篠民三補闕當選、篠の當選無効、更に山崎庸哉當選)○第三區名須川良平(死去、佐藤昌藏補闕當選)○第四區下飯坂權三郎○第五區鈴木文三郎

△青森縣(定四人) 第一區奈須川光資○同區德差藤兵衛○第二區工藤行幹○第三區菊池九郎

△山形縣(定員) 第一區戶狩權之助○同區佐藤里治○第二區小倉
信近(辭職、山下千代雄補闕當選)○第三區秋保親兼○同區阿部孫
左衛門○第四區重野謙次郎

△秋田縣(定員) 第一區大久保鐵作○第二區島山雄三○第三區須
藤善一郎○第四區武石敬治○同區伊藤直純

△福井縣(定員) 第一區林彦一○第二區杉田定一○第三區三田村
甚三郎○第四區山口定省

△石川縣(定員) 第一區田中喜太郎○同區赤土亮○第二區中田彌
平○第三區淺野順平○同區金田平五郎○第四區橋本昂

△富山縣(定員) 第一區內山松世○同區金岡又左衛門○第二區西
田收三○第三區稻垣示(死去、補闕選舉を行はず)○第四區大矢四
郎兵衛

△鳥取縣(定員) 第一區石谷董九郎○第二區西谷金藏○第三區門
脇重雄

△島根縣(定員) 第一區星野甚右衛門○第二區並河理二郎○第三
區江角千代次郎○第四區恒松隆慶○第五區松本正友○第六區原田
越城

△岡山縣(定員) 第一區阪本金彌○同區石黒涵一郎○第二區竹内
正志○第三區犬養毅○第四區田邊爲三郎○第五區東良三郎○第六
區井手毛三○第七區野間五造

△廣島縣(定員) 第一區串本康三○同區宮原幸三郎○第二區小田
貫一○第三區金尾稜殿○第四區和田彦次郎○第五區內藤守三○第
六區望月圭介○第七區花井卓藏○第八區井上角五郎○第九區山内
吉郎兵衛

△山口縣(定員) 第一區古谷新作○同區河北勘七○第二區國重政
亮○第三區大岡育造○第四區三輪傳七○同區武弘宜路○第五區熊
代謙三郎

△和歌山縣(定員) 第一區濱口吉右衛門(辭職、兒玉仲兒補闕當

選) ○同區關直彦 ○第二區千田軍之助 ○第三區鹽路彦右衛門 ○同區山口熊野

△德島縣(五人)

第一區新開貢 ○第二區阪東勘五郎 ○第三區武市彰一 ○第四區橋本久太郎 ○第五區阿部興人

△香川縣(五人)

第一區中野武營 ○第二區林喬 ○第三區宮井茂九郎 ○第四區堀家虎造 ○第五區鹽田忠左衛門

△愛媛縣(七人)

第一區武市庫太 ○同區高須賀稷 ○第二區野間豐五郎 ○第三區重岡薰五郎 ○第四區鈴木重遠 ○第五區清水靜十郎 ○第六區兒島惟謙

△高知縣(四人)

第一區山本幸彦 ○第二區西原清東 ○同區土居平左衛門 ○第三區片岡健吉

△福岡縣(九人)

第一區平岡浩太郎 ○第二區藤金作 ○同區多田作兵衛 ○第三區許斐鷹助(辭職、麻生太吉補闕當選) ○第四區野田卯太郎 ○第五區佐々木正藏 ○第六區永江純一 ○第七區山本貴三郎

(死去、青柳四郎補闕當選) ○第八區征矢野半彌

△大分縣(六人)

第一區箕浦勝人 ○第二區小栗貞雄 ○第三區朝倉親爲(死去、首藤邦基補闕當選) ○第四區廣瀬貞文 ○第五區元田肇

○第六區江島久米雄

△佐賀縣(四人)

第一區江藤新作 ○同區武富時敏 ○第二區松田正久 ○第三區永田佐次郎

△熊本縣(八人)

第一區佐々友房 ○同區內藤正義 ○第二區松尾又雄(死去、出田信記補闕當選) ○第三區古莊嘉門(辭職、犬飼眞平補闕當選) ○同區佐伯誠一郎 復姓中津 ○第四區內田雄藏 ○第五區松岡長康 ○第六區小崎義明

△宮崎縣(三人)

第一區津野常(死去、補闕選舉を行はず) ○第二區橫山通英 ○第三區小林乾一郎

△鹿兒島縣(七人)

第一區馬要介 ○第二區鮫島相政 ○第三區長谷場純孝 ○第四區和泉邦彦 ○第五區有村連 ○第六區佐藤通代 ○第

七區林元俊

○貴族院議員異動 第十二回議會貴族院停會後、第十三回議會開會に至るまで、同院議員の異動左の如し。

△勅任 時任爲基○石井忠恭○谷森眞男

△補闕當選 男爵石田英吉○中山文樹○男爵中御門經隆

△勝訴上任 荒野由次郎

△辭職 男爵諫早家崇

△死亡 男爵白根專一○侯爵德川篤敬○男爵青山貞○侯爵四條隆

哥○侯爵中御門經明○岩村定高○原善三郎

△敗訴失格 荒野由次郎 勝訴に依り一たび上任したるも其當選は無効と爲る

第二章 會期

○召集、會期日數 第十三回帝國議會は明治三十一年十一月七日

を以て東京に召集せらる。今回の議會は解散後五個月以内に召集せらるべき議會にして、又毎年一回召集せらるべき通常議會なり。其會期は通常議會と等しく三個月とす。

○衆議院正副議長 衆議院は召集當日正副議長候補者を選擧し、各々左の三名を擧げたり。

議長候補者 片岡健吉○河野廣中○鳩山和夫

副議長候補者 元田肇○阿部興人○鈴木重遠

片岡健吉議長に、元田肇副議長に各々勅任せらる。

○兩院成立 貴族院は召集當日直ちに部屬を定めて成立を告げ、

衆議院は正副議長勅任の後に及んで成立を告ぐ。

○開院式、遷延、勅語 議會は既に召集せられ、兩院亦共に成立したりと雖も、山縣内閣の成立したるは召集の翌日にして、百般の

準備未だ整はざるものあるを以て、政府乃ち開院式を遷延し、二十有餘日を費して憲政黨と提携の談判を累ね、交渉全く成熟したる十一月三十日、始めて開院式の期日を定め、十二月三日車駕親臨して其式を行ふ。當日の勅語中「財政の基礎を鞏固ならしむる爲め國務大臣に命じて之が經書を盡さしめ、之に關する法律案を議會の議に付せしむ」とは即ち増税法案の提出を指すものなり。兩院は此勅語に對して奉答すること例の如し。

○**全院委員長、常任委員** 越て五日、兩院は全院委員長及び常任委員を選擧す。貴族院の全院委員長は公爵徳川家達にして、衆議院の同職は長谷場純孝なり。

○**會期延長** 明治三十二年三月三日より同九日に至るまで七日間、帝國議會々期延長を命ぜらる。

○**閉院式** 三月十日閉院式を行ひ、勅語を賜ふ。

第三章 豫算案(財政計畫の一)

●政府の立案

○**施政の方針**(總理大臣の演説) 十二月八日内閣總理大臣山縣有朋衆議院に臨みて施政の方針を演説す。大意、現政府は第九議會の案定したる戦後經營の方針に準據して國政を料理するの趣旨なることを明かにし、物價の騰貴其他時勢の變遷に依り生したる歳入の不足を填補して以て財政の基礎を鞏固ならしむるの計畫なることを語り、東洋の現勢は斷して戦後經營の事業を放慢に付するを許さすと云ひ、終りに將に實施せられんとする改正條約の實益を收めんが爲に、上下共に十分の注意を怠るべからざるを論じたり。

○財政計畫(大藏大臣の演説) 次て大藏大臣松方正義亦財政計畫に關して一場の演説を爲す。大意左の如し。

政府は前内閣の編成せる明治三十二年度豫算を適當と認め、其儘之を當期議會に提出せり。○三十二年度豫算に於て三千七百六十萬六千三百餘圓の歳入不足を見る。之が慎補の道を求めて財政の鞏固を計るは今日の急務に屬す。○政府は確實なる財源を求め、地租・酒税・所得税・登録税等を改正して歳入増加の計畫を立てたり。但し納期の關係上、三十二年度に於ては一時價金を繰替使用して増稅收入の不足を補はんとす。○物價の騰貴・行政機關の整備・東洋に於ける列國の情勢等、中外諸般の形勢は、帝國をして國費の増加を避くるを得ざらしむ。然かも帝國は此の中外の形勢に應じて其機宜を制するに足るの國力を有す。要は財政の運用如何を顧みるのみ。○若し不幸にして増稅法案の當期議會を通過せざるが如きことあらば、財政の基礎を鞏固ならしむる能はざるは勿論、戰後經營の事業も中途にして挫折し、民間の生産事業も亦萎靡し、我財政の信用を中外に失し、遂に國家の進運を阻礙するに至るやも亦未だ知るべからず。切に帝國議會に望む、漫に増稅案に賛成するを吝み、帝國の財政をして此否運に陥らしむるが如きことなからんとす。云々

○三十二年度總豫算、前閣立案踏襲 山縣内閣は議會召集後に成立し、爲に自ら明治三十二年度總豫算を調製するに暇あらず。乃ち一に前憲政黨内閣の立案を踏襲して之を當期議會に提出したり。其總豫算案に計上する歳入出額并に前年度豫算とを比較して増減を示すこと左の如し。

| | 三十二年度 | 三十一年度 | 比較 |
|-----|--------------------------|--------------------------|---------------|
| 歳入 | | | |
| 經常部 | 一四三、三〇九、二〇三 _円 | 一一一、四三五、四二〇 _円 | (増)二一、八七三、七八二 |
| 臨時部 | 四五、四二九、二三四 | 一一八、三九九、六五八 | (減)八二、九七〇、四二四 |
| 合計 | 一八八、七三八、四三七 | 二四九、八三五、〇七九 | (減)六一、〇九六、六四二 |
| 歳出 | | | |
| 經常部 | 一三八、八七五、二六八 | 一一〇、五九二、五五七 | (増)一八、二八二、七一一 |
| 臨時部 | 七九、〇七五、四七二 | 一〇七、九六五、四八八 | (減)二八、八九〇、〇一六 |
| 合計 | 二一七、九五〇、七四一 | 二二八、五五八、〇四五 | (減)一〇、六〇七、三〇五 |

(註)三十二年度總豫算歳入不足金二千九百二十一萬二千三百四圓也。○前表を以て前憲政

黨内閣當初の立案に對照するに、歳入に於て十九萬二千九百九十八圓を減し、歳出に於て八十五萬六千四百六圓を減すと雖も、是れ同内閣の行ひたる行政整理の結果として當然訂正すべきものなり○又大藏大臣の演說中、當年度歳入不足額を三千七百六十六萬六千三百餘圓と數へ、前表の數と相合せざるは、同時提出の第一・第二兩號追加豫算歳出を併算したるに由る。

○歳出増加の理由 物價の騰貴に伴ひ、各省皆な經費の増加を要求す。新條約及び新法典の實施・教育及び交通機關の擴張・其他臺灣經費・航海獎勵・航路擴張の經費を經常歳入の支辨と爲し、又新たに北海道及び臺灣の國防に關する計畫を立てたるが如き、皆な歳出の増加を來したる原因なり。且つ前年一たび軍備擴張の計畫を定めてより、其繼續事業及び其新設事業として三十二年度に之が經費を要すること極めて多額と爲す。

○歳入種別 總豫算歳入中、從來固有の普通歳入に屬する額は一

億四千四百六十六萬六千七百七十三圓にして、外に一千二百二十五萬四千圓は公債募集金、三千八百八十一萬八千三百六十四圓は償金繰入額に屬す。

○歳入不足額、其填補豫算 總豫算に計上する歳入出を對照するに、歳入の不足二千九百二十一萬二千三百四圓を示す。外に總豫算と同時に提出せられたる總豫算追加案二號あり。政府は此二號の追加豫算を總豫算に併合して明治三十二年度財計々算の基礎と爲し、彼此相分つべからざるを以て、茲に亦之を併算せざるべからず。追加豫算第一號の歳出六百五萬二千九百二十九圓、其第二號の歳出二百三十四萬一千二百二十一圓、合計八百三十九萬四千五百圓なり。此歳出額を前記總豫算の歳入不足額に加算したるもの即ち三十二年度の眞正の歳入不足額にして、其金額實に三千七百六十萬六千三百五

十五圓なりとす。政府は増税及び償金繰入を以て歳入の不足を填補するの計畫を立て、之が法律案を議會に提出し、其法律案の通過を豫期して其收入を追加豫算に編し、同時に之を議會に提出す。其計數を表示するものは即ち總豫算追加第二號にして、増稅收入三千四百八十八萬九千七百四十五圓は之を經常部に掲げ、償金繰入三百七十一萬七千九百五十二圓は之を臨時部に掲ぐ。二科目合計三千八百六十萬七千六百九十七圓、是れ即ち同號豫算歳入の總額なりとす。

(註)追加豫算第一號には歳出ありて歳入なし。其歳出は第二號の歳出と共に總豫算の歳出に併算し、以て歳入不足額を算出するの料と爲さるべからず。○第二號の歳入は、總豫算及び二號の追加豫算に共通する填補額なるを以て、豫算の種類又は號數に泥みて彼此分別すべからず。○増稅法實施の結果、著しく國庫の收入を増すと同時に、又百萬一千三百四十二圓の減税を見る。此減額を前掲第二號歳入中より控除せば、正に歳入不足額三千七百六十六萬三千三百五十五圓と符合す。○衆議院が増稅法案に著大の修正を加へたる

爲め、政府は第二號追加豫算を撤回し、大に訂正を施し、更に第八號として之を提出したり。其顛末後に詳なり。

○三十一年度追加豫算 政府は明治三十一年度總豫算追加案を提出すること九號に及ぶ。其歳出科目は府縣水害補助費・海陸軍事費・京仁鐵道引受組合貸付金・特別地價修正費・警察費・其他各省所管に亘り、其金額通計千二百五十萬五千七百二十五圓なり。其歳入は水害補助費に對して一時借入金を掲げ、軍事費に對して陸軍不用地賣却金を掲げ、其金額通計四百五十九萬三千五百四十五圓にして、他の各號豫算に歳入なく、都て償金を繰入れて之を支辨す。次て政府は自ら豫算案を訂正し、歳入に於て二十九萬六千七百七十三圓を増し、歳出に於て三十三萬二百十二圓を減ず。

○三十二年度追加豫算、第三期陸軍擴張費其他 政府は明治三十

二年度總豫算追加案を提出すること十三號に及ぶ。(第二號は一たび之を
 として之を提出したりと雖も、茲には都て原) 撤回し改めて第八號
 始の提案を取り、從て第八號を算外に置く) 各號の歳入出を通算すれば、歳
 入合計五千四百九十九萬六千三百五圓にして、歳出合計二千五百二
 十八萬二千六百三十三圓なり。之を總豫算に併算すれば、歳入合計
 二億四千三百七十三萬四千七百四十二圓にして、歳出合計二億四千
 三百二十三萬三千三百七十三圓に達す。各追加豫算中最も注目すべ
 きものを擧ぐれば、歳入填補の計畫を定めたる第二號にして、其内
 容は前項特に抽記する所の如し。各號中歳出の重要なるものは陸軍
 々事費にして、世に之を陸軍第三期擴張費と云ひ、多數の繼續事業
 を含著し、北海道第七師團の完成費亦此中に豫算す。外に臺灣總督
 府補充金・製鐵所創立費追加増額・官設鐵道建設費追加増額・臺灣鐵
 道敷設其他新事業費・臺灣銀行補助費等皆な注目すべきものなり。而

して各歳出中、製鐵所・臺灣事業・及び鐵道建設費は公債を以て之を
 支辨し、他は概ね償金一時繰入に仰ぐ。

○臺灣總督府豫算 特別會計及び豫算外國庫負擔契約案は、其件
 數と金額と共に著しく増加す。今一々之を記述するに暇あらず。特
 別會計中較々注目すべきものは臺灣總督府經費とす。其明治三十二
 年度歳入は九百六萬七千二百四十四圓にして、其歳出は一千二百六
 萬七千二百四十四圓なり。差引三百萬圓の歳入不足額は國庫より補
 充すべきものとす。外に臺灣に關する經費尠からず、皆な追加豫算
 を以て之を要求したること別項記する所の如し。尙ほ政府は臺灣二
 十個年計畫の表を製し、參考として議會に提示したり。

●衆議院の豫算會議

○**査定案、各種の動議、總豫算議了、修正額** 衆議院の豫算委員會は極めて穩和なる審査方針を立て、總豫算案の歳出九十六萬八千九百十四圓を削減するの議を決したり。此時に當りて衆議院は増税法案に修正を加へ、豫定収入約七百五十萬圓を減し、政府は更に其陥缺を填補せんが爲に再度の増税法案を提出す。此を以て議員中歳出大削減の議を唱へ、歳入の不足約七百五十萬圓は、再度の増税を以て之を補はずして、直ちに經費節減に待つべしと云ふ者あり。(田口提)又先づ豫算に大削減を施し、其不足額を確定し、然後に増税法を審議すべしと唱ふる者あり。(島田三提)衆議院は此等の提議を排して第二増税法案を可決し、次て豫算案の議事に入る。委員長栗原亮一委員會の結果を報告し、直ちに全院委員會を開き、秘密會席上、外交及び軍備に關する政府の方針を聞き、次て本會議を開く。再び歳出特

に陸軍々費大削減の議を唱ふる者あり。(島田三提)又政府をして財政計畫に根本的刷振を行はしめんが爲に豫算案返戻の議を唱ふる者あり。(石原牛右提)皆な容れられず。但々豫定歳入の陥缺を填補するの一端として、各派の交渉を以て査定案以外に四十八萬七千八百九十一圓を削減し、他に何等の修正を施さずして三十二年度總豫算を可決したり。

○**歳入填補豫算訂正、議了** 歳入填補計畫を含有せる追加豫算第二號の歳入出額は既に記したり。衆議院が其歳入の根基たる第一次増税法案に大修正を加ふるに及んで、政府は同豫算案を撤回し、更に第二次増税法案に準據して訂正を加へ、追加豫算第八號として之を議會に提出す。訂正豫算は原始の提案に比して歳入歳出共に増加す。即ち其歳入は四千八百八十六萬六千九百九十六圓にして、歳出は七百

十五萬三千九百十六圓なり。歳入中、増稅收入は増して三千五百十五萬一千九百一圓と爲り、償金繰入亦増して六百七十一萬四千百九十五圓と爲る。訂正豫算の増稅收入は即議會の協賛を得たる第一・第二兩次の増稅案に基き、三十二年の收入額を豫算したるものにして、償金繰入額の増加したるは即ち以て新たに増加したる歳出に應せんが爲なり。衆議院は歳出中四萬六十七圓を削除し、同數の歳入を償金繰入額中より減少し、以て此填補追加豫算に協賛したり。

○追加豫算其他議了 總豫算と同時に提出せられたる三十二年追加豫算中、其第一號は歳出十九萬八千五百八十九圓を削減して之を可決す。其第二號は政府之を撤回し、之に代へんが爲に提出したる第八號に對し、衆議院が若干の修正を施したること前項記する所の如し。爾餘各號の追加豫算に對し、衆議院は何等の修正を施さず

して之を可決し、又三十一年度各號追加豫算は歳出五十三萬五千五十圓を削減して之を可決し、其他は一も原案を改むる所なし。

●貴族院の豫算會議

○各種豫算議了 貴族院に於ても亦豫算案と歳入填補案の議事の順序に關して異論を生じ、先づ填補案を確定して然後に豫算を審査すべしと論ずる者頗る多し。委員會は之を排斥し、填補案の運命未だ定らざるに豫算の審査を了し、委員長谷干城審査の結果を報告せり。其結果、一も衆議院の送付案を改むる所なし。本會議に於て質問續出し、其討論に二日を費す。前年來財計の膨脹を非議したる議員は、三十二年度豫算に對しても同一主張を執り、特に軍備擴張を不可とし、海陸軍事費削減の議を唱ふ。又衆議院の一たび削減し

たる外務省及び文部省經費の復活論を爲す者あり。此等修正意見は政府都て反對を表し、遂に貴族院は何等の修正を施さずして總豫算案を可決したり。追加豫算其他各種豫算一も衆議院の決定を動かす所なし。

○確定豫算 明治三十二年度總豫算は如上の經過を以て兩院を通過し、茲に其成立を告げたり。左に其歳入出確定額を掲ぐ。

| 經常部 | | 臨時部 | | 合計 | |
|--|-------------|------------|-------------|----|--|
| 歳入 | 一四三、三〇九、二〇三 | 四五、四二九、二三四 | 一八八、七三八、四三七 | | |
| 歳出 | 一三八、四一五、三五〇 | 七八、一七九、五八四 | 二一六、五九四、九三四 | | |
| (註) 之を政府原始の提案に比するに、歳入に於て風毛の異同なく、歳出は經常部四十萬九千九百十八圓・臨時部八十九萬五千八百八十八圓・合計百三十五萬五千八百六圓を減す。○政府は總豫算提出の後、其歳出に十萬圓を加へたり。又兩院の協賛を得たる後、其計數に一千圓の違算あるを發見し、公布の際之を訂正す。 | | | | | |

更に當期議會の協賛したる各種豫算の確定數を左に掲ぐ。

| 歳入 | | 歳出 | |
|------------------|-------------|-------------|--|
| 三十二年度總豫算 | 一八八、七三八、四三七 | 二一六、五九四、九三四 | |
| 三十二年度總豫算第一號追加 | 〇 | 五、八五四、三四〇 | |
| 同上第八號追加 | 四一、八二六、〇二九 | 七、一三三、八四九 | |
| 同上各號追加(十一號通計) | 一六、三八八、六〇七 | 一六、八八八、五八一 | |
| 以上合計 | 二四六、九五三、〇七四 | 二四六、四五二、七〇六 | |
| 三十一年度總豫算追加(九號通計) | 四、八九〇、三一八 | 一一、九六五、六六九 | |

第四章 歳入填補案(財政計畫の二)

○歳入不足の趨勢 明治三十年前後の財政は年々歳入の不足を告げ、當局頗る此に苦辛す。先に松方内閣の第十一議會に提出したる三十一年度總豫算は、追加豫算と併せて約二千三百萬圓の歳入不足

を告げ、政府は地租及び酒税の増徴並に一時借入金を以て其不足を補はんとし、議會解散の爲に其案を行ふ能はず。次て伊藤内閣は三十二年度豫算に約三千五百萬圓の歳入不足を生ずべきを推定し、地租・酒税及び所得税の増徴並に鐵道電信の收入増加を以て其不足を補はんとし、地租増徴案否決の爲に其案を行ふこと能はず。次て大隈内閣の立案せる三十二年度豫算は是れ亦三千五百餘萬圓の歳入不足を生じ、政府は斷じて地租を増徴するを避け、酒税・所得税・登録税の増徴、砂糖税の新設、及び葉烟草專賣價格の引上を以て其不足を補はんとしたりと雖も、内閣瓦解の爲め其案を行ふ能はず。延て以て現山縣内閣に至る。山縣内閣の財計亦三千七百六十萬六千三百五十五圓の歳入不足を告げ、政府は増税及び償金繰入を以て其不足を填補するの計畫を立てたること前來概記する所の如し。

●増税及官業益金增收

○第一次増税案 政府は先づ地租・酒造税・所得税・登録税・印紙税を増徴し、噸税を新設し、日本銀行の利益に課税し、且つ外國葉烟草を輸入專賣し、以て歳入の不足を填補するの案を立て、之に關する各法律案を提出したり。此等増税計畫に依り、國庫收入年額は四千四百九十八萬三千八百八十七圓なりと雖も、明治三十二年度に在りては、納期の關係上、其收入額三千四百八十八萬九千七百四十五圓(外に新法實施の爲め百萬千三百四十二圓減收)に止まる。此計畫に對し、議會は各種の修正を施し、特に著しく地租の増率を低下して僅かに之を可決したり。右修正の結果、地租の豫定收入を減ずること約七百五十萬圓に及ぶ。其他の租税は多少原案に修正を加へたりと雖も、豫定收入額に著し

き異同なし。若し夫れ葉烟草專賣法中改正案は姑らく其決議を遷延す。事は次項第二次増税問題と相聯る。

○第二次増税案、増税計畫確定 地租の豫定收入減額約七百五十萬圓を填補する方法に關し、政府頗る苦心を累ね、遂に家屋税を新設し、醬油税を増徴し、殘餘は償金繰入額を増加して以て其不足を補はんとし、乃ち之に關する法案を提出す。然るに政府が比較的多額の收入を豫期したる家屋税に對しては世間異論少からず。非政府黨と政府黨とを問はず、皆な反對の議を決したるを以て、政府は自ら家屋税法案を撤回し、更に再度の歳入填補策として又々各種増税の案を立てたり。即ち醬油税及び郵便税を増し、電信・電話・鐵道等の官業收入を増し、輸出税廢止を延期し、且つ第一次填補策として議會に提出したる外國葉烟草を輸入專賣するの外、一般葉烟草の拂

下率を高め、新たに烟草營業者に免許料を課し、又酒税及び葉烟草拂下率引上と共に同種輸入品の關税を高め、依て以て歳入の不足を補はんとし、之が法律案を提出す。各案に對して非難の聲極めて高く、特に醬油税及び郵便税の増徴を以て貧民を艱まし又通信を妨ぐるの惡税なりと爲し、反對の議論、院の内外に高かりしと雖も、兩院は遂に異論を排して各増税法案を可決したり。其決定は大體に於て政府の原案を改むる所なし。

○國庫實收額 右第一・第二兩次の増税計畫の實施に依り、明治三十二年度に收入する金額は三千五百十五萬一千九百一圓にして、當初の豫定計畫に比して若干を増額したるは、追加豫算歳出の増加に應せんが爲なり。

○増税率概要

左に各租税の新定率一斑を概記す。(舊定率・新増率併算)

●地租 田畑地租は地價百分の三、市街宅地租は同百分の五〇所得税 法人の所得千分の二十五、公債社債の利子千分の二十、個人の所得三百圓以上は千分の十、遞加累進して十萬圓以上千分の五十五〇酒造税 清酒・白酒・味淋・濁酒一石十二圓、燒酎・酒精・混成酒一石十三圓、自家用酒醸造禁止、沖繩縣酒類出港税比準増徴〇醬油税 一石二圓〇噸税(新設) 登瀛噸數一噸に付入港毎に五錢、數港を經るものは當初十五錢〇日本銀行課税 兌換券發行高千分の十二半〇郵便税 封書四匁迄三錢、葉書一葉一錢五厘〇電信料 十五字以内二十錢、市内半額、五字を増す毎に五錢、發信人宿所氏名有料〇電話料 市内一 통화料十錢、各地通話料比準増徴〇鐵道貨金 一哩一錢乃至五厘〇烟草免許料 營業所一個所毎に年額五十圓〇登録税 略す〇印紙税 略す〇關稅 酒類及烟草の關稅を内地税に比準増徴〇輸出税全廢延期 三十二年七月十四日迄〇葉烟草專賣 賣下率引上げ、及外國葉烟草輸入專賣

●償金及公債

○償金繰入 右各種増税及び官業益金の増收を以てするも、未だ以て三十二年度歳入の不足を十分に補ふに足らず。乃ち償金を繰入れ

て以て歳出入の平衡を圖らんとす。其繰入額は當初三百七十一萬七千九百五十二圓と豫算したりと雖も、(追加豫算)増税收入の減少及び追加歳出の増加に従ひ、自ら償金繰入額を増加し、(追加豫算)遂に其額を六百六十七萬四千二百二十八圓と確定せり。外に總豫算に於て償金を繰入ること三千八百八十一萬八千三百六十四圓、其後續々提出する追加豫算の財源として償金を繰入ること三百四萬三千九百九圓なるを以て、繰入額合計四千五百五十三萬六千四百一圓に達す。

○公債募集、關係法律案 公債募集は前來叙述せる三千七百六十餘萬圓の歳入不足に對する填補計畫と相關することなしと雖も、財政の大體に於て重要な填補計畫たるを失はず。按ずるに三十二年度總豫算に於て、公債支辨に屬する事業費は千二百二十五萬四千圓にして、追加豫算中、鐵道建設及び臺灣事業經營の爲に一千二百四十

一萬二千九百圓の公債を募集するの計畫なるを以て、其合計二千四百六十六萬六千九百圓に達す。外に前年來未募集の公債約九千萬圓あり。而して當時の市況、到底多額の公債を募集するを許さざるものあるを以て、政府は一時償金を繰替へて公債支辨事業の經費に充てんことを期し、之が法律案を提出す。但し其繰替額は早晚公債を以て之を返還するを要し、而して内國の市場、募債の希望を屬すべからざるを以て、政府は他日好機に會して外債を募集せんことを期し、是れ亦之が法律案を提出す。兩院は此兩法律案に協賛を與へたり。

●地租増徴案附地價修正案

地租増徴は歳入填補計畫中最も緊要の地位を占め、一世の重大問題と爲り、院内外の議

論亦甚だ盛なりしを以て、特に其議事の經過を此に附録す。

○地租増率、地價修正、國庫收入の増減。政府提出地租條例中改正案は、現行地租一年の定率地價百分の二個半を改めて百分の四と爲さんとするに在り。政府は土地所有者の所得著しく増加したる今日、地租を適度に増加するは最も機宜に適したる處置なりと云ひ、此理由を以て此案を提出す。政府は又現行地價の頗る不公平なるを認め、乃ち全國に亘りて地價修正を行はんことを期し、地租増率案と同時に地價修正案を提出す。修正に依りて地價を減少する額は九千二百二十萬四千八百三十圓にて、地租増徴額は一千七百六十四萬四千百十三圓なり。

(註)本文地租増徴收入額は地價修正に依れる減額を控除したる數を示す○明治三十二年度に在りては納期の關係上、増租の全額を收入する能はざること前來記する所の如し。

○土地臺帳に登録する地價總額は毎年必しも一定するものにあらざ、從て其増租總額亦

一定せず。加之其租率の如きも、地目及び地方に依り一様ならざるを以て、精確に國庫収入の増減を算示すること能はず。當時政府の説明亦區々として頗る異同あり。

○**増租賛否の聲、政府の抑壓誘拐策** 地租増徴の計畫一たび現はるゝや、天下囂々として其失當を聲らし、政客農民争ひ起て政府に抵抗し、必ず其政策を阻止せざるは已まざらんとする。其論に曰く「地租は本來惡税なり。宜しく之を減ずべきありて之を増すべきを見ず。今にして更に地租を増徴せば、農民は其負擔に堪へずして倒産相踵き、遂に國家の基礎を危ふするに至るべし」と。此論を執る黨派個人等は、相集りて地租増徴反對同盟會を組織し、檄を飛ばし徒を集め、口を極めて農民の窮狀を訴へ、増租の弊患を論じ、政府案に賛成する議員に社會的制裁を加ふる旨を聲言し、其勢力隆々として一世を傾く。政府は遂に非常手段を以て之に臨み、演説を禁止

し、集會を解散し、地方人士の上京を阻碍し、更に黃白を散布して議員を買収す。皆な増租案の爲に前路の障碍を拂はんとするにあらざるはなし。(議員買収の實證は歴然として存し、次期議會の問題と爲る)此際平生政府に接近する商賈等の名を以て地租増徴期成同盟會を組織し、宣言して曰く「地租増徴敢て喜ぶべきにあらずと雖も、今日財政の基礎を鞏固にするの道、地租増徴の外復た一策あるを見ず」と。

○**憲政黨の主張** 憲政本黨は増租案に絶對的反對を表す。憲政黨の各地方支部及び俱樂部亦概ね増租反對を決議し、黨員の多數皆な此説を執る。其議員總會は遂に増租不必要の議を決し、政府に勸告して増租案を提出することなからしめ、且つ其代補財源として葉煙草賣下率の激増其他二三の種目を擧げたり。政府之に應せず、相互相確執して提携將に破れんとす。同黨政務委員は遂に一案を立て、

田畑地租の定率を地價百分の三分三厘に止め、市街宅地租を同百分の五に高め、更に葉煙草專賣價格を増加し、以て歳入を補はんとし、之を議員總會の議に付し、多大の異論を排して僅かに其可認を得たりと雖も、尙ほ此黨議に服せずして反對行動を議場に執らんとする者あり。政務委員又政府と協議を凝らし、増租を五個年に限るの案を立て、僅かに全員の承認を得たり。

○衆議院の決定、増率變更、年限設定 衆議院委員會の地租増徴案に對する決定は一に憲政黨の黨議と相同じ。即ち田畑地租は地價百分の八を増徴し、市街宅地租は同百分の二個半を増徴し、而して其増徴期を明治三十二年度より同三十六年度に至る五個年間と定め、田畑地租に關しては地價修正實施の日より増率を適用することと定む。又地價修正案は一に政府案を可認し、但、政府案に壹岐國上

縣下縣兩郡を漏らしたるを發見し、之を追加挿入す。(兩郡の地價修正額三十二萬九千六百十二)兩案の特別委員長大岡育造審査の結果を報告し、一括して之を議事に付す。討論數番の後、無記名投票を以て表決し、(地價地租兩問題の表決は總て無記名投票方法に依ることと定む)兩案共に委員會の決定を可認したり。

○貴族院の決定 貴族院の各派各員は概ね増租案に反對を唱へざるはなく、而して政府が議員買収に力を用ひたるは前日衆議院に於けると相同じ。兩案の特別委員會は共に衆議院の送付案を可決し、少數委員は増租案に反對し、兩様の報告あり。但し増租案を可決したる委員會を以てするも、眞心之に賛成したるにあらず。故に委員長の報告、極力増租の不可を鳴らし、特に政府が原始の租率を下し及び年數を限りたるの處置を以て多數黨に媚びたる無定見の計畫なりと爲す。本會議に於て可否討論の末、兩案共に委員會の報告を可

決したり。

○宅地組換法、附加税制限法 地價地租兩案通過の後、議會は宅

地組換法案を可決す。郡村及び市街の宅地を交互組換ふるに當りては、命令を以て之を定むと規定す。又今回の特別増徴地租に對して地方税を賦課するを禁ずるの法案を可決したり。

第五章 決算

○^{廿七}臨時軍事費決算 明治二十七八年臨時軍事費決算は政府の

前議會に提出したる所なり。左に其内容及び議事經過等を條説す。

△歳入出額 臨時軍事費の歳入出決算額、並に同豫算額との對照左の如し。

決算額

豫算額

比較

歳入 二二五、二三〇、一二七^円 二五〇、〇〇〇、〇〇〇 (減)二四、七六九、八七二^円

歳出 二〇〇、四七五、五〇八 二五〇、〇〇〇、〇〇〇 (減)四九、五二四、四九一

歳入有餘 二四、七五四、六一九 (一般會計へ移す)

(註)右歳入出内譯を擧ぐれば概要左の如し。

歳入 公債募集金一億一千六百八十八萬四千九百二十六圓○國庫剩餘金繰入二千三百四十三萬九千八百八十六圓○軍資獻納金十六萬八百圓○陸軍恤兵獻納金二百二十一萬六百五十五圓○海軍恤兵獻納金五十七萬八千九百三十三圓○雜收入百五十一萬九千三百五十五圓○占領地收入六十二萬四千四百二十五圓○臺灣及澎湖列島諸收入九十三萬五千六百七十九圓○特別資金繰入七千八百九十五萬七千六百四十四圓○以上合計二億二千五百二十三萬百二十七圓也

歳出 陸軍省所管一億六千四百五十二萬三千三百七十一圓○海軍省所管三千五百九十五萬五千三百三十七圓○以上合計二億四十七萬五千五百八十八圓也

△検査院の非難 會計検査院は一々其非難事項を擧げ、豫算又は

法律命令違背・過誤拂拂不足等を指摘せり。其件數は二萬一千五百九十二件にして、其金額は二十一萬六百八十五圓なり。就中、直接

軍事に關係なき經費を臨時軍事費中より支辨し、又同特別會計年度
完結後に及んで仍ほ支出を繼續したるが如きは、検査院の最も非難
したる所なり。

△貴族院の檢了、衆議院の未決 貴族院は當期議會に及んで本案
を検査し、一も異論を唱へずして其全部を可認したり。衆議院は其
検査を次期議會の際に譲る。

○二十八年年度決算 前議會の受領したる明治二十八年年度總決算の
歳入出額、並に豫算額との對照増減を示すこと左の如し。

| 決算額 | | 豫算額 | | 比 較 | |
|-----|-------------|------------|-----|------------|--|
| 經常部 | 九五、四四四、六五一 | 八八、〇七六、七五六 | (増) | 七、三六七、八九五 | |
| 臨時部 | 二二、九八八、〇六九 | 四、〇二六、五〇七 | (増) | 一八、九六一、五六一 | |
| 合計 | 一一八、四三二、七二〇 | 九二、一〇三、二六四 | (増) | 二六、三二九、四五六 | |

貴族院は一二の不當支出を指摘して右決算全部を可認したり。衆議
院は其検査を次期議會に譲る。
○二十九年年度決算 政府は明治二十九年年度總決算及び同特別會計
決算を當期議會に提出したり。總決算の歳入出額、並に豫算額との
對照増減を示すこと左の如し。

| 決算額 | | 豫算額 | | 比 較 | |
|-----|-------------|-------------|-----|------------|--|
| 經常部 | 一〇四、九〇四、五〇一 | 一〇七、九五三、七一九 | (減) | 三、〇四九、二一八 | |
| 臨時部 | 八二、一一四、九二一 | 九〇、六〇一、二五二 | (減) | 八、四八六、三三〇 | |
| 合計 | 一八七、〇一九、四二二 | 一九八、五五四、九七二 | (減) | 一一、五三五、五四八 | |
| 經常部 | 一〇〇、七二二、八一六 | 一〇四、八三二、〇七五 | (減) | 四、一一九、二五九 | |
| 臨時部 | 六八、一四三、六九二 | 九八、六二六、〇〇四 | (減) | 三〇、四八二、三一二 | |
| 合計 | 一六八、八五六、五〇八 | 二〇三、四五八、〇七九 | (減) | 三四、六〇一、一七五 | |

兩院は共に一二の不當支出を指摘して右決算全部を検査結了した

り。
○決算検査に關する衆議院の決議、同院未決の決算「後期議會は前期議會の受領したる決算を検査するの權ありや否や」は衆議院の多年疑問としたる所なり。當期衆議院は此疑問を解決し、検査未了に屬する決算は、年度の如何に拘らず之を検査すべきものと決議したり。衆議院は此決議を爲したりと雖も、當期に於て一も前來の決算を検査する所なし。議院在てより以來、同院の未だ検査を了せざる決算は、明治二十四年度・同二十八年年度・及び臨時軍事費決算是なり。

第六章 法律案

○兩院通過法律案件銘 當期議會の接受したる法律案は百七十件にして、其兩院を通過したるもの左の百十七件なり。

- 地租條例中改正法律案○田畑地價修正法案○所得稅法中改正法律案○酒造稅法中改正法律案○自家用料酒稅法廢止法律案○混成酒稅法中改正法律案○酒精營業稅法廢止法律案○醫藥工業類酒精に關する法律案○冲繩縣酒類出港稅則中改正法律案○關稅定率法中改正法律案○間接稅犯則者處分法律案○登録稅法中改正法律案○葉烟草專賣法中改正法律案○冲繩縣船稅廢止法律案○印紙稅法案○葉烟草專賣資金會計法中改正法律案○事業公債鐵道公債特別會計法案○償金を以て公債繰替運用に關する法律案○償金特別會計法中改正法律案○明治廿三年法律第十四號廢止法律案○葉烟草專賣資金會計法廢止法律案○造幣局据置運轉資本増加に關する法律案○北海道鐵道用品資金會計法案○作業會計法中改正法律案(二件)○兌換券條例中改正法律案○日本銀行納稅に關する法律案○

噸稅法案○沖繩縣砂糖買上制度廢止法律案○臺灣銀行補助法案○醬油稅則中改正法律案○國債を外國に於て募集する場合に關する法律案○郵便條例中改正法律案(二件)○農工銀行法中改正法律案○臺灣銀行法中改正法律案○臺灣事業公債法案○登錄稅法中改正法律案○北海道拓殖銀行法案○事業公債特別會計法中改正法律案○家祿賞典祿處分法施行法案○森林資金特別會計法案○航海獎勵法中改正法律案○教育基金特別會計法案○軍艦水雷艇補充基金特別會計法案○災害準備基金特別會計法案○罹災救助基金法案○葉烟草輸出交付金に關する法律案○葉烟草專賣法違犯事件に關する法律案○官吏遺族扶助法中改正法律案○明治廿三年法律第九十號中改正法律案○明治廿二年法律第九十一號中改正法律案○明治廿九年法律第十三號中改正法律案○關稅法案○軍機保護法案○臺灣陸軍々法會議法案○北海道舊土人保護法案○行路病人及行路死亡人取扱法案○北海道國有未開地處分法中改正法律案○明治廿九年

法律第六十三號中改正法律案○海港檢疫法案○裁判所設置及管區變更法案○戒器火藥類取締法案○要塞地帶法案○沖繩縣土地整理法案○千葉縣茨城縣境界變更法案○香川縣下郡廢置法案○大分縣下郡界變更法案○府縣制改正法律案○郡制改正法律案○水先案内法案○水難救護法案○船舶法案○船員法案○耕地整理法案○藥品營業並藥品取扱規則中改正法律案○議院法中改正法律案○國有林野法案○國有土地森林原野下戻法案○商法修正案○供托法案○銀行條例中改正法律案○銀行に關する法律に定めたる過料の法律案○營業稅法中改正法律案○國籍法案○新聞紙條例中改正法律案○刑事訴訟法中改正法律案○特許法案○意匠法案○商標法案○著作權法案○不動産登記法案○外國人の署名捺印及無資力證明に關する法律案○登記法中特許意匠商標に關する規定廢止法律案○外國艦船乘組員逮捕留置に關する援助法律案○商法施行法案○取引所法中改正法律案○非訟事件手續法中改正法律案○國籍喪失者の

權利に關する法律案○外國人の抵當權に關する法律案○權利收容に關する法律案○領事館の職務に關する法律案○遺失物法案○外國人又は外國法人の物權登記に關する法律案(以上政府提出)●宅地組換法案○水害地方地租特別處分法案○特別年限地租増徴に關する法律案○關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案○遠洋漁業獎勵法中改正法律案○地價地租に錢位未滿の端數を生ずるとき計算に關する法律案○愛媛縣下郡界變更法案○農會法案○府縣農事試驗場國庫補助法案○種牡馬檢査法中改正法律案○肥料取締法案○小學教育費國庫補助法案○失火の責任に關する法律案(以上議員提出)

○商法修正 政府は前議會に法典調査會の調査したる商法修正案を提出し、議會解散の爲め其協賛を得る能はざりしを以て、未修正の儘之を實施し、茲に商法施行法案其他關聯法律案と共に再び之を當期議會に提出したり。其修正案は數年前既に實施せる會社・手形

の兩編、及び總則・商行爲・海商の三編に對するものにして、兩院は異議なく之に協賛したり。次て政府は明治三十二年法律第四十八號を以て商法を發布し、同年勅令第三百三十三號を以て其施行期限を同年六月十六日と定めたり。商法は五編・六百八十九條に成る。別に破産編八十七條あり、民法商法に兩屬す。民法は既に前議會の協賛を經、今や又商法の完成を見る。此に至りて帝國の諸法典悉く整備す。

○國籍法 兩院は政府提出國籍法案を可決したり。同法は外國人の日本國籍取得法・歸化法・歸化人の權利及び其得喪等を綿密に規定す。

○臺灣特別立法制有効期延長 臺灣總督委任立法の制を設けたる明治二十九年法律第六十三號第九議會議協案の有效期將に盡さんとす。政府は

更に自今三個年間之を實施せんことを希ひ、乃ち之か延期法案を提出す。前回の如く異論甚た多からず、兩院は輒く之に協賛を與へたり。乃ち本法は明治三十五年三月三十一日まで其効力を有す。

○選舉法改正案、兩院の衝突　政府は衆議院議員選舉法改正案を提出したり。其案粗く伊藤内閣の前議會に提出したるものと相同し。但し投票の無記名制を取り、及び郡部市部共に議員選出の人口割合を高め、從て議員總數を減して四百四十五人と定めたるは、兩者の相異なる所とす。衆議院は投票方法に於て制限聯記々名の制を取り。議員と人口との割合に關しては郡市共に人口十萬に付議員一人を出すの標準を定め、議員總數を四百七十人に増し、其他二三の修正を施して之を可決せり。貴族院は投票方法及び郡市選出議員數と人口割合とに關して概ね原案を復活す。此に於て兩院協議會を開

き、貴族院の議決案を取りて議題と爲し、討論多時、遂に之を否決す。衆議院は其報告を受くるに及んで、衆議院の議決案を以て兩院協議會の成案なりと爲し、之を可決して貴族院に送付したるに、同院は以て違法の決議なりと爲し、之を採決せず。爲に選舉法改正案は遂に消滅す。

附記す。星亨は本案兩院協議會の結果を衆議院に報告するに當り、貴族院選出の協議員が徒らに自説を固守して毫も交讓の精神を有せざるを難し、同院は故らに選舉法改正を妨碍するものなりと云ひ、以後同院の送付案は一切否決する亦已むべからずと述べ。衆皆な此演説に激動し、乃ち協議會の成案たらさりしものを取りて議題と爲し、之を可決して貴族院に送付す。貴族院は深く星の演説に憤慨し遂に衆議院の送付案を付議せざると共に、又其行動を非議し、兩院

の間に著大の衝突を來したり。

○兩院議員歳費増額　政府は憲政黨の勸告を容れ、帝國議會兩院議長及び議員歳費増額案を提出したり。即ち議院法中第十九條を改正し、議長の歳費四千圓を五千圓に、副議長の歳費二千圓を三千圓に、議員の歳費八百圓を二千圓に増さんとするの案にして、其理由として『現行議員の歳費は以て其資格を保つの資に供するに足らず』の言を以てす。議員中良心と財政とに顧みて本案を否とする者尠からず。此に於て憲政黨議員の發議を以て歳費辭退の道を開くの修正案を追加す。可否の議論極めて盛なり。本案は無記名投票を以て表決し、百二十五に對する百三十四を以て第二讀會に移し、遂に之を可決す。貴族院は特に國務大臣の出席を求めて質問を試み、其質問頗る皮肉に亘る。既にして委員會は本案を否決して議場に報告せり。

委員會の否決と共に各種の運動俄然として起り、議場亦盛に可否の議論を闘はす。次て無記名投票を以て表決し、百に對する百十九を以て本案を第二讀會に移す。第二讀會に於て谷干城は一修正案を提出し、唯々衆議院議員の歳費のみを増して千五百圓と爲し、他は凡て現行法の如くならしめんとす。此修正案は六十に對する百四十一を以て否決せられ、本案は九十に對する九十六を以て可決せられたり。

○府縣制郡制全部改正

政府は府縣制郡制の各改正法律案を當期議會に提出したり。是れ憲政黨と提携の約に違ひ、同黨の希望を酌みて立案したる所なり。兩案は共に百數十條の多きに上ると雖も、改正の主要點は議員復選の制と大地主の制を廢止したるに在り。兩院は僅少なる修正を施して兩案を可決す。

○臺灣經營各法律 政府は臺灣島に於て鐵道敷設其他の新事業を起さんが爲に公債四千萬圓募集の計畫を立て、其法案を議會に提出す。本案に對しては計畫の杜撰なるを咎めて異論頗る囂しかりしと雖も、結局募債額五百萬圓を減して之を可決したり。此法案の通過するや、政府は臺灣銀行をして一切新公債を引受けしめんとし、乃ち各種の便宜特權を同行に與へ、同行の株式百萬圓を政府に引受け、及び二百萬圓を同行に貸與するの計を定め、之が法律案及び豫算案を提出す。兩院は凡て之に協賛したり。

○艦艇補充・教育・災害準備三基金設定 清國より收受せる償金三億六千餘萬圓中、其大部分は軍備擴張費の財源に充て、又各年度の一般會計に繰入使用し、今や剩す所五千餘萬圓あるのみ。政府は此金額を以て軍艦水雷艇補充基金・教育基金・及び災害準備基金を作り、

各々特別會計を以て之を整理せんとし、乃ち三基金特別會計法案を提出す。償金特別會計資金中、軍艦水雷艇補充基金に組入るべき金額は三千萬圓、教育基金に組入るべき金額は一千萬圓、災害準備基金に組入るべき金額は一千萬圓とし、凡て金貨又は公債證書を以て保存し、之を大藏省預金に寄託して利殖し、其利子を基金に編入し、平時は以て各基金の用に辨じ、事あれば則ち以て軍國非常の費に充てんとす。兩院は以上三基金法案に協賛を與へたり。

○監獄費國庫支辨案 憲政黨は國民協會と謀りて監獄費國庫支辨法案を提出したり。政府は地租の豫定收入減額を辭として陰に反對を表し、若し本案を實行せんとせば、更に財源を他に求めざるべからずと主張す。憲政黨等は毎年自然に増加する歳入は優に監獄費を支辨するに足ると爲し、遂に多數を以て本案を可決したり。爾後監

獄費の財源に關して政府と憲政黨との間に交渉を累ね、容易に議論の歸一を見ず。憲政黨は政府の處置を恚りて將に一切の追加豫算を否決せんと擬し、双互の關係頗る圓熟を缺きたりと雖も、貴族院未だ本案を審議せざるに當りて議會閉會を告げ、爲に政府と憲政黨との紛議は自然に消散せり。

○各種法律案　憲政黨所屬議員は民間實業家の希望を容れ、日本興業銀行法案を提出す。其本旨、政府の保證を得て外資を輸入し、以て内國大工業に資本を供給せんとするに在り。政府は此趣旨に反對を表し、別に動産銀行法案を提出し、以て日本興業銀行法案に代へんと擬す。其規定、根底に於て彼此相容れず。衆議院の委員會は兩案を折衷して一案を作り、大體興業銀行法案の規定を採り、本會議は激論の末之を可決す。然るに貴族院は政府案を復活して之を可決し、

未だ兩院協議會を開くに至らずして會期滿了を告ぐ。

北海道拓殖銀行法案は政府の提出する所にかゝる。北海道の拓殖事業に資本を供給するを目的とし、政府特別の保護を與へ、營業種目亦一般銀行に比し稍々廣し。兩院は之を可決したり。

政府は國有林野の保護及び處分の爲に國有林野法案を提出し、又國有土地森林原野等を舊所有者又は分收者に下戻せんが爲に之か下戻法案を提出す。兩院は兩案に協賛を與へたり。

政府は各府縣をして罹災救助基金を設定せしめんとし、之か法律案を提出し、兩院之に協賛す。本法實施と共に備荒貯蓄法を廢す。

軍機保護法は政府の提出する所にして、詳かに軍機保護の條目を規定す。兩院之に協賛す。

出版々權に關する法律は從來屢々議會の問題と爲りたりと雖も未だ

成立せず。茲に政府は著作権法を編して從來の版權法に代へんとし、其案を當期議會に提出し、兩院の協賛を得たり。先年三大市の特制を廢止したるの後、東京市部選出議員は東京市を東京府知事の監督より脱して内務大臣に直隸せしめんとし、連名を以て之が法律案を提出す。衆議院は直ちに之を可決したりと雖も、貴族院之を否決し、政府亦反對の意を表す。東京市に施行すべき市制に關しては、朝野共に良案を求めて未だ之を得ず。爾來各種の議案兩院に現はれたりと雖も、多年の長さに亘りて解決を得ず。

第七章 雜纂

○鐵道國有建議 憲政黨は鐵道を國家の所有と爲すの必要を認め、之が建議案を當期議會に提出す。同黨の希望は現下私有に屬す

る全國幹線鐵道を買收し、未設の豫定線を速かに完成し、以て鐵道國有の實を擧げんとするに在りて、政府の之に關する法案を提出せんことを望みたり。國民協會は當初此議に反對したりと雖も、遂に之に同意し、衆議院は百二十七に對する百四十五を以て本建議案を可決したり。政府は此建議に基きて鐵道國有調査會を組織し、之をして各般利害を調査せしめ、其會の立案せる私設鐵道買收法案を受領したりと雖も、會期切迫の爲め之を議會に提出するに至らずして已む。

○償金二部御料編入 兩院は清國より收受せし償金中二千萬圓を割て帝室御料に編入するの建議案を可決したり。政府は此建議に基き該金額の爲に特別會計を設け、之か追加豫算を議會に提出し、兩院は直ちに之に協賛す。天皇陛下深く兩院の誠意を嘉尙あらせらる。

○**教育關係諸案** 貴族院は現時學政頽廢して國家の進運と相副はざるを認め、速に之を振張して國家富強の基を固くすへしとの建議案を可決し、又大學及び高等學校を増設すへきの建議案を可決したり。又衆議院は國民教育普及の目的を以て小學校授業料全廢の建議案を可決し、其經費を補充せんか爲に小學校教育費國庫補助法案を提出し、市町村學齡兒童の數に應じて毎年若干の經費を國庫より補助せしめんとす。此案は容易に兩院を通過したり。政府は經費の給せざるに惱みて多年教育の事務を冷淡に付したりと雖も、今や償金の殘額を處分するに當り、其内一千萬圓を割て教育基金を設定したること別項記する所の如し。

○**各種建議案** 當期衆議院に現はれたる建議案の數は四十七件にして、其三十三件は可決を経たり。貴族院亦十八件の建議案を可決

す。各建議案中、較く重大なるものは前來摘記する所の如し。

○**豫備金及剩餘金等の支出** 明治二十九・三十兩年度の豫備金及び剩餘金等の豫算外支出に關し、事後承諾を要求し來るもの八件あり。兩院共に之に承諾を與ふ。(二十九年度分に對し衆議院は前期既に承諾を與へたり。)

○**選舉取締緊急勅令** 曩に伊藤内閣が選舉取締の爲に發布したる緊急勅令は、大隈内閣之を廢止して議會の事後承諾を求めず。大隈内閣の同伴の爲に發布したる緊急勅令は、茲に山縣内閣の名を以て當期議會に事後承諾を求め來る。衆議院は之か承諾を拒絶したり。

○**京仁鐵道敷設權收得** 曩に松隈内閣の際、米人某我國に來り、其所有する韓國京仁鐵道敷設權を我官民に賣却せんと試むるや、時の政府は橫濱正金銀行を介して金一百万圓を京仁鐵道組合に貸付し、之をして該敷設權を買收するの契約を結はしむ。而して右金額の支

出に關しては帝國議會の承諾を経ず、又其事後承諾を求むるなし。既にして山縣内閣成立の後、米人某は更に八十萬圓を追加要求し、政府は之に應ずるの得策たるを認め、前年の支出金と併せて京仁鐵道引受組合貸付金一百八十萬圓を三十一年度追加豫算に編し、以て當期議會の協賛を求めたり。前年の支出に關しては、衆議院内其違憲を論ずる者尠からず。政府は秘密會議を要求して該鐵道敷設權引受の事情及び理由を説明し、兩院は遂に該豫算全部に協賛したり。

○**検査院長違法處分事件** 前期議會に際し、議員安部井磐根は會計検査院長違法處分事件に關して一通の上奏案を衆議院に提出したりと雖も、同院解散の爲め之を會議に上すに至らず。茲に當期議會に及んで、安部井は再び同一上奏案を提出したり。衆議院將に本案を議せんとするに際し、検査院長渡邊昇俄かに其職を辭す。安部井

乃ち詳細に理由を陳じて本案を撤回したり。別に議員安川繁成(當年検査部長にして、院長の不法行爲を非難して遂に退官處分を蒙りたる者)亦同伴に關して一質問を試む。其質問は前議會の際、公爵近衛篤磨等の發したるものと粗く同し。之に對する政府の答辯亦前回と同じ。本件は爾後尙ほ議會の問題たりと雖も、要するに當事者の辭職と共に問題の勢態亦從て衰ふ。

○**當選訴訟(貴族)** 無資格者記入互選名簿 前期貴族院に起りたる荒野由次郎對松村修平の當選取消訴訟に於て、松村の得票中、互選名簿に登録せられたる無資格者の投票ありたるの故を以て、松村は其當選を無効と判決せられ、其位列を停止せられたるの後、荒野は勅任を蒙りて貴族院に列したり。茲に松村は荒野に對する當選取消訴訟を當期貴族院に提起し、「一人の無資格者を交へたる名簿に依りて行ひたる互選は無効なるを以て、被告荒野の當選亦無効なり」と

主張す。貴族院に於て可否有力の議論あり。結局六十一に對する九十二を以て原告の申立を採用し、被告の當選を無効と判決す。此に於て茨城縣に於て再び多額納稅議員互選會を行ひ、荒野由次郎多數を得て當選したり。

○衆議院の紛擾、懲罰事犯二件 政府が地租増徴反對同盟會の懇親會を解散したる當日三十一年十月十五日政府の處置に關する質問衆議院に起り、工藤行幹其趣旨を演説し、門馬尙經亦言ふ所あらんとす。副議長元田肇議長席に在り。門馬に發言の權を與へて演説の機を與へず。門馬は自ら演壇に攀て演説を始めたり。議長之を制止すれども聞かず、退場を命ずと雖も亦應ぜず。更に守衛に命じて退場を強行せしめんと擬したりと雖も、議員と守衛との間に格闘を生じ、議論益々鼎沸し、且つ議長席を圍みて議長の處置を非難する者頗る多く、爲

に退場處分を行ふこと能はず。議長は遂に一時休憩を命じ、次て再び開會して門馬を懲罰委員に付する旨を宣言し、直ちに當日の議場を閉づ。翌日の會議、憲政本黨所屬議員は交々前日副議長の處置の不當なるを議長片岡健吉に訴ふ。此日憲政黨所屬議員某院内に於て暴漢の爲に毆打せられたることあり。星亨以て政敵の所爲と爲し、公然之を議場に獨語す。憲政本黨所屬議員田中正造大に怒り、星の言を以て政黨相對の禮を失すと爲し、其處分を議長に迫り、怒號喚叫、次くに暴行を以てせんとす。議長乃ち退場を命ず。田中聞かず、其指頭遂に議長の衣袂に觸る。議長乃ち守衛をして田中を退場せしめ、尋て一議員の發議を以て之を懲罰委員に付す。懲罰委員は右二個の懲罰事犯を審査し、門馬を出席停止七日間に處し、田中を同十四日間に處すべきものと議決して報告す。衆議院は秘密會議を開き、

門馬に三日間出席停止を命じ、田中に七日間出席停止を命ずること
議決したる。

第十四回帝國議會

第一章 召集前記

●政府、政黨、議員

○文官任用令發布、政府と憲政黨の衝突 明治三十二年三月政府
は文官任用令を發布し、勅任文官無試験任用の現制を廢し、奏任以
下の文官と等しく一定の試験に待つゝの制を鞏め、同時に文官分限令
及び文官懲戒令を發布して其地位を保障し、又其懲戒の條件方法を
規定したり。此より先き政府は憲政黨の援助に頼り第十三議會を無
事に了することを得たりと雖も、其間常に懷に介然として意思眞に
融和する所あらず。而して憲政黨は自ら援助の功に居り、將に進ん

て報酬を求むる所あらんとし、最も眼を勅任の官職に注ぐ。政府は轉た之を忌み、漸次に之と相遠ざからんとし、幕僚亦乘じて黨人疎外の策を薦む。多方熟議、遂に發して文官任用令其他の法令となる。憲政黨は以て不信、無情なりと爲し、平生政府に快からざる者は、此發令を以て一種の宣戰狀なりと解し、此機に際して斷然提携を絶つ議を唱ふ。此に於て總務委員等は山縣を訪ふて政府の處置を難し、且つ勅任文官中某々官職を政務官として無試験任用の道を開かんとを要求す。交渉數次、憲政黨の非難要求益々急なり。政府の苦慮鮮からず。僅かに一計を案じ、文官任用令を起草したる幕僚數輩を罷免し、以て該令の發布は必しも政府の本心より出てたるにあらざる旨を告げ、文官任用令は依然之を存置す。幕僚罷免と共に憲政黨亦遂に沈黙す。

○三稅復舊論、政黨勢力の消長 前議會の決定したる各種増稅中、國民の最も非難したるものは地租・醬油・郵便の三稅にして、三稅復舊の聲到る所に高し。既にして前年の増租反對同盟會は更に地租復舊同盟會を組織し、前日の主張に遵ひ、盛に地租増率の失計たるを論し、期限到來に先ち、必ず之を舊率に復せんことを期す。地方農民争ひ起て之に加はり、到る所地租復舊の聲を聞く。而して其反響は漸次政黨の地盤を動かし、其勢力に消長を來すに至れり。此に於てか各政黨は交々地方に遊説して攻防に維れ忙はし。

○府縣會議員總選舉、選舉干涉 明治三十二年九月より十月に跨り、改正府縣制に依りて府縣會議員の總選舉を全國に行ふ。亦是れ政黨の勢力を驗するの機會なり。選舉の結果、總員千五百餘名中、約半數は憲政黨員之を占め、他の半數は憲政本黨其他の政黨及び無

所屬者之を分領す。政府は選舉の公平を保たんとを聲言し、緊急勅令を發して嚴に其罰令を定めたりと雖も、其勅令の施行極めて公平を缺き、到る所選舉干渉の行はるを見たり。爲に本件は後日帝國議會の一問題と爲る。

●帝國黨組織 國民協會は其會を解きて新たに帝國黨を組織し、

七月五日を以て其結黨式を行ふ。其宣言書に於て「欽定憲法」天壤無窮の國體』及び「皇祖皇宗建國の鴻謨」を云々し、政治・道德・社會・風教の頽廢を論して之を匡救するの急務なるに及び、其政綱として左記數項を指摘したり。

欽定憲法格守、國體擁護○軍備充實、世界平和の擔保○開國進取の國是恢暢、帝國利權の伸張○財政整理、實業操作、國力充實○教育勅諭遵奉○國家社會政策擴充○地方自治制度の整備○交通機關の完整等
國民協會は固と歴代政府と深縁あり。最も山縣系に接近し、今回新

たに帝國黨を組織するや、現閣の幕僚隱に力を之に副ふ。故に新黨は組織勿々現内閣と主義を同ふする旨を決議宣言し、次て第十四議會召集期の近づくに及んで、其實行せんとする無数の事項を舉示したり。皆な政府を援助督勵して共に其功を擧げんことを期するにあらざるはなし。

●憲政黨 憲政黨は文官任用令の發布に依りて政府と衝突し、東

京市街鐵道敷設權特許問題に關して醜聞を流し、更に横濱海面填築問題の起るありて大に黨内に紛擾を生し、黨紀振肅論と爲り、星亨除名論と爲り、内訌益々長して黨情頗る不穩に赴く。(横濱海面填築問題の顛末は後に記す)
既にして第十四回議會開會期の迫るに及んで、前來の紛議頓かに沈靜に歸し、相與に力を戮せて政府を援護せんことを誓ひ、其黨議の未だ行はれざるもの、即ち選舉權擴張・鐵道國有・其他の諸問題を當

期議會に於て解決せんとするの決議を爲したり。

○憲政本黨 曩に第十三議會に於て明治三十二年度財政計畫を議するに當りて、憲政本黨中固く財計緊肅論を執る者四十餘名あり。其一派の主張は黨議の容るゝ所と爲らず、頗る紛擾を醸す。既にして各案議了の後、今後の財政計畫に關する方針を定めんとするに當りて、又々所謂硬軟兩派を生じ、其主張互に相容れず。地租・醬油・郵便の三稅復舊、經費節減・事業繰延の三綱は、兩派の意見相一致すと雖も、經費節減の程度に關して議論歸一せず。一部の議員は遂に脱黨以て自説を貫かんと擬す。會々人の調停を其間に試むるあり。紛議頗かに遏む。爾來同黨は三稅復舊及び行政整理を標榜して起ち、必らず第十四議會に其目的を達せんことを期し、外に官紀振肅・外交刷振等の題目を掲げて新議會に臨めり。

○議員黨派別

第十四回議會に立つべき衆議院議員黨派別概要左の如し。

憲政本黨百二十四人○憲政黨百十六人○帝國黨二十一人○其他三十八人○一人缺員

○貴族院議員異動 第十三回議會閉會後、第十四回議會閉會に至るまで、貴族院議員の異動左の如し。

△勅任 都築馨六○男爵伊藤雋吉○秋月新太郎○穗積八束○男爵

北垣國道○内海忠勝

△補闕當選 荒野由次郎○白井儀兵衛○佐藤國彦○米谷半平○子

爵大田原一清○松木彦右衛門

△辭職 男爵伊東己代治○阿部賢吉

△死亡 山中幸義○岡部勇作○男爵中島信行○男爵籠手田安定○

子爵松平定教○男爵安場保和○高島信茂○丸山作樂○成川尙義○

子爵松平直哉

● 外 交

○改縮條約實施、勅語 帝國と締盟列國との改正條約は前年既に悉く成立し、又法典實施の條件を満たしたるを以て、前大隈内閣は明治三十一年七月を以て公文を列國に發し、翌三十二年七月以降新條約を實施する旨を通知したり。次て現山縣内閣に及んで、三十二年六月の勅令を以て新條約の實施期日を翌七月十七日と定め、特殊の事情あるものは八月四日を以て其實施期と定む。六月三十日、新條約實施に關して左の詔勅を賜ふ。

朕 祖宗の遺烈に賴り紀綱を振ひ治化を施き内國運の隆昌を致し外列國の交誼を敦くすることを得たり而して朕が年來の宿望たる條約の改訂は規畫を悉し交渉を累れて竟に締盟各國と妥協を遂ぐるに至る茲に其の實施の期に迫りて帝國の責任重きを加ふると共に列國の和親愈々其の基礎を鞏くしたるは朕が中心の欣榮とする所なり朕は忠實公に奉ず

るに厚き臣民の深く朕が意を體して開國の國是に恪遵し億兆心を一にして善く遠人に交り國民の品位を保ち帝國の光輝を發揚するに努めむことを庶幾ふ○朕が在延の臣僚は朕が爲に新條約を施行するの責に任し百官有司を飭し慎重措置中外臣民をして均しく其の惠を享けて憾なからしめ以て列國の和好を永遠に鞏固ならしめむことを期せよ

新條約實施當日、上下共に宴を張りて祝意を表す。

○支那人雜居問題 他年の宿題たりし歐米人内治雜居許否の件は、新條約の締結と共に直ちに消散したりと雖も、此權利を支那人に與ふるの可否は再次の問題と爲る。此問題に對する各人の意見區々に亘り、政府部内亦異論あり。多方疑議、政府は制限を設けて支那人の内治雜居を許すの議を決し、勅令を以て之を公布したり。

○清國の形勢、英露協商、門戶開放主義 先年來歐西列國は頻々清國の土壤を租借し、其附近地域に於て鐵道敷設・鑛山探堀・電信架設等の諸權利を要求し、嚴に範圍を劃して自國の勢力利益を張らん

ことを維れ努む。而して列國か此等權利を要求するや、往々にして利害相衝突し、特に鐵道敷設權の要求に關して互に相競争し、爲に清國は頗る苦境に立つと共に、東洋の平和亦甚だ危殆に赴く。此時に當りて英露兩國相協商し、兩國の鐵道敷設要求範圍を限定し、楊子江流域を英國に屬し、長城以北を露國に付し、互に相侵犯せざることを約し、以て僅に衝突を豫遏す。(三十二年四月二十八日條約調印)又別に米國の提言を以て列國の領有する勢力利益範圍内に通商航海上の均一待遇主義を行ふことを相約し、以て僅かに各國獨占の弊を防ぎ、又清國瓜分の勢に遠かることを得たり。世に之を門戶開放主義の實行と云ふ。

第二章 會期

○召集、成立、開院式 第十四回帝國議會は明治三十二年十一月

二十日を以て東京に召集せらる。兩院は召集即日成立し、越て二十日車駕親臨して開院の式を擧げ、勅語を賜ふ。

○全院委員長、常任委員 次て全院委員長及び常任委員の選舉を行ふ。貴族院に於ては公爵徳川家達全院委員長に當選し、衆議院に於ては長谷場純孝當選す。

○會期延長 明治三十三年二月二十日より同二十三日に至るまで四日間會期延長を命せらる。

○閉院式 二月二十四日閉院式を行ひ、勅語を賜ふ。

第三章 豫算案

●政府の立案

○財政計畫(大藏大臣の演説) 開院劈頭、大藏大臣松方正義衆議院に臨み

て財政計畫を演説す。大意左の如し。(當期議會に内閣總理大臣の演説なし)

明治三十三年度の豫算は力めて既定の計畫を本とし、猶十分の節約を加へ、新事業の如きも財源の許す範囲内に止め、以て歳入歳出の平均を保ち、財政の鞏固を計るの方針を以て調製したり○(此間歳入出額及び前年度比較を示す)○經常歳入の増加するは各種増税の一年分全額を收入するに由り、臨時歳入の減少するは軍備擴張の事業進行するに從ひ、漸次其財源の繰入を要せざるに由る○前議會の協賛を得たる法律に遵ひ、當夏倫敦に於て英貨一千萬磅の公債募集に着手したり。其契約は利子四歩、發行價格九十磅、シヤケートの手数料百分の四、十個年据置、五十五個年内に便宜償還することと定め、本年十月を以て金額全部の拂込を了せり○前議會の協賛を得たる法律に基き、田畑地價修正を决行し、一億四千八百五十九萬餘圓の地價を修正せり○金貨制度實施の結果として决行したる一圓銀貨の處分は三十一年十二月を以て全く修了せり○金貨制度の確立は貿易の發達を促し、又外債募集に關しても幾多の便益を得たり○前議會に於て増稅案に協賛を得たる結果、近年の財政困難より脱出し、經常歳入を以て經常歳出を支辨し得るのみならず、其殘金を以て臨時歳出を支辨するを得るは國家の爲め頗る慶すべきなり○一般經濟上の景況は今年に入りて漸次回復の兆を現はし、外國貿易も若干の輸出超過を見る○要するに目下財政經濟兩つながら順境に向ひ、戦後の經營亦此に一段落を告げた

りと言ふべし。
○三十三年度總豫算 明治三十三年度總豫算案計上する所の歳入出額並に前年度豫算との比較左の如し。

| | 三十三年度 | 三十二年度 | 比 較 |
|-----|-------------|-------------|---------------|
| 歳入 | | | |
| 經常部 | 一九二、二三一、五九四 | 一七八、五五八、九四四 | (増)一三、六七二、六五〇 |
| 臨時部 | 四四、四八四、五八五 | 六八、三九四、一三〇 | (減)二三、九〇九、五四五 |
| 合計 | 二三六、七一六、一七九 | 二四六、九五三、〇七四 | (減)一〇、二三六、八九五 |
| 歳出 | | | |
| 經常部 | 一四八、九五六、六七〇 | 一四〇、五一五、八一 | (増)八、四四〇、八五九 |
| 臨時部 | 八五、三九一、五七一 | 九六、一九八、八七四 | (減)一〇、八〇七、三〇三 |
| 合計 | 二三四、三四八、二四一 | 二三六、七一四、六八五 | (減)二、三六六、四四四 |

(註)三十三年度總豫算歳入有餘金二百三十六萬七千九百三十七圓也

○歳出増減、歳入種別、償金繰入、公債募集、英貨公債 明治三十三年度總豫算は前年來の計畫に基き事業を進むるものにして、特に説明を要すべき事項なし。但し時運に伴ひ經常の政務費に若干の

増加を來し、又軍備擴張繼續事業の終末に近づくに従ひ、漸次に其支出年割額を減じ、自ら其財源の繰入額を減ず。其歳入種別を見れば、前年確定せし各種増税は當年度より其全額を收めて經常歳入を増し、外に二千三百七十五萬二千七百三十九圓の償金を繰入れ、千七百三十三萬六百十六圓の公債を募集す。其公債は以て製鐵所創立費・電話交換擴張費・官設既成鐵道改良費・及び臺灣特別事業費に充つ。外に同年度追加豫算を以て要求したる鐵道建設費追加及び臺灣鐵道建設費等の財源に充てんが爲に、公債千四百八十五萬三千圓を募集せんとするの計畫なるを以て、當年度の募債豫定總額三千二百八十八萬三千六百十六圓なり。外に政府は三十二年中英貨公債一千萬磅を倫敦に於て募集したり。是れ同年度に於て繰延べたる事業を遂行するの資に供せんとするものなり。

○三十二年度追加豫算 明治三十二年度總豫算追加案四號。其歳入は各號通計共に五百六十四萬六千三百三十七圓なり。歳出は議員歳費増額・傳染病豫防費・水害補助費・軍事費・諸拂戻金等にして、償金特別會計繰替・災害準備基金繰替・前年度剩餘金等を以て之を支辨す。

○三十三年度追加豫算 明治三十三年度總豫算追加案二號。其第一號の歳出は鐵道建設費追加増額・府縣監獄費・治水費・學校創設費・水道築港國道の補助費等にして、其金額千六百九十五萬六千四百五十圓なり。其歳入は千五百十八萬千七百三十四圓にして、内千二百五十萬三千圓は公債を募集して鐵道建設費の當年度年割額に充て、爾餘は官業收入・官有物拂下代・教育基金・雜收入等を以て之を支辨す。第二號の歳出は臺灣鐵道建設費・小學教育國庫補助費等にして、

其金額三百六十五萬六千六百六十七圓なり。其歳入は二百六十五萬千九百五圓にして、内、二百三十五萬圓は公債を募集し、其二百萬圓を臺灣鐵道建設費に補給し、爾餘は印紙收入等を以て之を支辨す。

(鐵道建設費追加及び監獄費は別案關係記事参照)

○臺灣總督府豫算 臺灣總督府特別會計三十三年度豫算は、歳入千二百八十八萬一千九百七十六圓、歳出千九百八十九萬五千五百八十二圓にして、差引七百一萬三千六百五圓の歳入不足を見る。此不足額を補充せんが爲に、四百四十萬圓の公債を募集し、國庫は二百五十餘萬圓の補充金を支出す。外に追加豫算を以て臺灣鐵道建設費二百萬圓を支出せんとす。

○別種豫算 特別會計豫算及び豫算外國庫負擔契約案等は其種目巨多なるを以て姑く之を略す。契約案中較く注目すべきものは補助

期限の將に盡きんとする日本郵船會社及び大坂商船會社に對する航海補助、並に若松築港會社補助の件等是なり。

●議會の決定

○衆議院の總豫算査定案、議了、修正額 衆議院豫算委員會は憲政黨所屬議員殆んど其全數を占め、努めて原案を動かさざるの方針を執る。審査の結果、總豫算歳出經常部中より三項・四十五萬一千九十一圓を削減し、他は凡て原案を可決したり。外に分科會は陸軍省所管の經費三十一萬圓を削減したりと雖も、陸軍大臣桂太郎親ら憲政黨本部の會議に列して原案復活を懇望するに及んで同黨之を諾し、乃ち該費額を動かす所なし。十二月十四日委員長栗原亮一委員會の經過及び結果を報告し、續て本案の議事に入る。此より先き憲政

本黨は三稅復舊・經費節減・事業繰延の黨議を定め、此趣旨に基き經常歲出約一千五六百萬圓節減の議を豫算委員會に唱道し、屢々之を争ひたりと雖も、一も其容るゝ所と爲らず。尋て本會議に入るに及んで、査定案の我國力と相應せざることを論じ、歳出節減の爲に特別委員を擧げて政府と協議せしむるの動議を提出したりと雖も、此動議は百十七に對する百五十二を以て否決せらる。是より議事を進め、委員會の削減せし一項(内務省所管俸給)を原案の舊に復し、他の二項(陸軍々事費)は委員會の削減を容れ、他は凡て原案を可決し、茲に總豫算全部に協賛したり。其歳出削減額は二項合計四十一萬千五百四十一圓なり。

○豫算全部反對の議、紛議 憲政本黨發議の歳出削減協議委員選舉の動議否決せらるゝや、同黨院内總理尾崎行雄は明治三十三年度

豫算全部に反對する旨を揚言し、同黨所屬議員相踵て議場を去る。

既にして星亨・佐々友房等の名を以て一決議案を提出す。曰く「豫算全部に反對すとは皇室に對し不穩當なる言辭にして取消さしむべきものと認む」と。其意蓋し「豫算中には皇室費を含む、皇室費に反對すと言ふは言頗る不穩なり」と云ふに在り。此決議案は一たび議題に上りたりと雖も、姑らく其議事を中止し、翌日再び取て議題と爲す。元田肇は「本件決議案の議事を止むべし」との動議を起し、中村彌六・島田二郎等は「本件決議案は皇室の尊號を政争に妄用したる不當の言議なり」との決議案を提出す。尋て決議本案を表決し、百十四に對する百五十七を以て之を否決す。中村等乃ち其提出決議案を撤回す。

○貴族院の總豫算議了

貴族院は總豫算全部に對して凡て衆議院

の送付案を可決したり。議員西村亮吉は經費大約二千萬圓を節減するの議を唱へ、且つ既往に於て繰替使用せる償金は今年度に於て償金部へ返戻するの要務なるを論じ、之を決行せんが爲に委員十五名を擧げて政府に交渉せしむるの動議を起したりと雖も、委員會及び本會議は毫も之を顧る所なし。

○確定豫算 明治三十三年度總豫算は上記の經過を以て兩院の協賛を得たり。左に其歳入出確定數を表示す。

| 經常部 | | 臨時部 | | 合計 | |
|-----|-------------|------------|-------------|----|--|
| 歳入 | 一九二、二三一、五九四 | 四四、四八四、五八五 | 二三六、七一六、一七九 | | |
| 歳出 | 一四八、五四五、一二九 | 八五、三九一、五七一 | 二三三、九三六、七〇〇 | | |

(註)之を政府原案に比するに、歳出經常部に於て四十一萬一千五百四十一圓を減じたるの外、他は原案を動かす所なし。

○各種豫算議了 總豫算以外の各種豫算は都て兩院の協賛を経たり。

り。唯三十三年度追加豫算第一號に於て、衆議院は若松港浚渫費補助費五萬圓を削除し、貴族院之を復活し、兩院協議會の結果、貴族院説勝を制し、全部原案を可決したり。(三十二・三兩年度追加豫算は一も原表示するの勞を取らず)

第四章 閣臣彈劾案

○官紀紊亂事件 衆議院の非政府黨は官紀振肅問題を提げて政府を彈劾せんことを期し、彈劾の論據を議員誘拐に關聯せる横濱海面填築權特許問題、及び府縣會議員選舉干涉問題の二點に取る。

(註)政府が地租増徴其他の議案を前議會に提出するや、反對の聲極めて盛にして通過實に容易ならず。乃ち議員誘拐の計に出て、巧みに黃白を散布して之を買収す。此より先き小山田某なる者、横濱海面填築を内務省に請願し、日に特許狀の下るを待つ。會々政府が議員買収に腐心するを聞き、乃ち憲政黨の首領星亨に就て一策を進む。曰く「吾が

力能く議員五名を買収するに足る。政府若し余が前日の請願を許さば、五人者をして醫て政府案に賛成を表せしめん」と。星以て妙計と爲し、之を内務大臣西郷從道及び政府の屬僚に圖る。西郷等亦之を可とし、議員買収の條件を以て横濱海面填築の特許を小山田に内約し、星之が保證の地位に立つ。既にして増租案衆議院を通過す。此に於て小山田は先約履行を促がし、星は其間に立ちて之を周旋し、政府遂に填築の特許を小山田に與へたり。因に記す。小山田に先ちて別に横濱海面填築の請願を爲したる者あり、概れ憲政黨員に屬す。特許状の小山田に下るや、此輩出願の先後を論じて政府の不公平を鳴らし、又口を極めて星の暴横を攻撃し、黨内頗る紛擾を惹起したり。○帝國黨亦前議會に政府を援助したる報酬として上記横濱海面填築豫定地に隣接せる本牧の地所二千二百坪を要求す。該地の時價一坪十二三圓にして、政府は一坪約七十錢の割合(總額千五百五十九圓)を以て帝國黨に拂下げ、同黨は以て其黨有財産と爲したり。本件亦官紀問題に聯り、海面填築特許の件と頗る相類似すと雖も、非政府黨は之を彈劾案中に加ふることを爲さず。

○上奏案、否決 憲政本黨は閣臣彈劾の方法に關して多方考慮を盡し、遂に斷然官紀振肅上奏案を提出し、案中、議員誘拐・選舉干渉

の二事を掲げ、政府の言行常に相背馳するを摘示し、我美風良俗を破壊するの罪を聲言す。十二月十五日の議場、發案者尾崎行雄は發案の趣旨を演説し、一々證據を擧げて官紀紊亂の事實を明かにし、本案提出の已むべからざるを論ず。次て總理大臣山縣有朋起ちて上奏案記する所の事實を否認し、政府委員及び憲政黨并に帝國黨の領袖等交々起て政府及び自黨の爲に辯護す。討論終結し、無記名投票を以て採決し、百二十一に對する百六十四を以て本案を否決したり。

○官紀紊亂事實調査の議 本案會議中、議員井上角五郎は發議者尾崎の演説を以て無根の事實を虚構して議院を侮蔑したるものと爲し、之を懲罰委員に付するの動議を起し、而して此動議は姑らく本案採決の後に讓る。本案を否決し終るの後、懲罰問題の議事に回り、

○商法施行法施行前登記なき會社の登記に關する法律案○日本勸業銀行法中改正法律案○蠶種検査法中改正法律案○鑛業條例中改正法律案○日本動産銀行法案○精神病者監護法案○保險業法案○農工銀行法中改正法律案○農工銀行補助法中改正法律案○傳染病豫防從事者手當に關する法律案○土地收用法案○鐵道營業法案○私設鐵道法案○臺灣官吏恩給及遺族扶助法案○臺灣軍人恩給及遺族扶助法案○臺灣地方稅支辨官吏及教員退隱料及遺族扶助法案○產業組合法案○明治三十年法律三十九號中改正法律案○行政執行法案○治安警察法案○官設鐵道郵便電信郵便爲替及郵便貯金に關する現金出納に關する法律案○明治二十三年法律第二十一號中改正法律案○衆議院議員選舉法改正法律案○感化法案○軍人恩給法中改正法律案○裁判所及臺灣法院共助法案(以上政府提出)○商法中署名の場合に關する法律案○水害地方地租特別處分法案○民法施行法中改正法律案○質屋取締法中改正法律案○辯護士法中改正法律案○

裁判所設立及管轄區域變更法律案○重罪控訴豫納金規則廢止法律案○輕罪控訴規則廢止法律案○罰金及追徴に關する上告豫納金廢止法律案○自家用醬油稅法案○虫害地々租特別處分法案○殖林の爲め設定したる地上權登記法律案○重要物産同業組合法案○古物商取締法中改正法律案○未成年者喫烟禁止法案○教育所に於ける孤兒の後見職務に關する法律案○市制町村制中改正法律案(三件)○登録稅法中改正法律案○水難救護法中改正法律案○地上權に關する法律案○外國より輸入する鹹魚燻製魚及魚粕に關する法律案○帝國臣民の外國に於ける鐵道敷設に關する法律案○酒造稅法中改正法律案(以上議員提出)

○選舉法全部改正 政府は重て衆議院議員選舉法改正案を當期議會に提出したり。其案の記する所、大抵前期議會に提出したるものと同じく、唯々郡市人口と選出議員數に關し、端數取捨の標準を改

め、從て議員總數を四百二十六人前案は四百四十五人に減したるのみ。本案に對しては總理大臣自ら説明の任に當り、市の選舉範圍を擴張して商工業者の代表者を選出せしむるの必要あること、及び選舉の公平を期せんか爲に大選舉區・單記・無記名投票制を設くるの必要なる所以を論したり。外に其修正として田口卯吉及び根本正より各々一案を提出す。選舉區・投票方法・人口標準・投票計算方法、皆な異同あり。左に兩院の議事經過を分叙す。

△衆議院の決定 衆議院の特別委員會は右三案を審査し、選舉區は議員一人制(人口計算上已むを得ずれば一區二人を出す)を取り、投票は記名を可とし、人口と選出議員の標準は、郡部は人口十方に付議員一人、市部は人口十方未滿と雖も議員一人を出し、郡市共に人口十方以上は四捨五入すべく、此標準に依り議員總數を四百七十八人と定む。本會議は先づ

小選舉區・記名投票制の二點を可決し、次て逐條審議を遂げ、各種修正説を排して委員會の報告を可決す。人口標準に關し、郡市共に人口十方に付議員一人を出すの標準を以て別表議員數を定むるの議を唱ふる者ありと雖も、八十九に對する百四十三を以て之を否決し、委員會定むる所の標準に従ひ、議員總數を四百七十八人と爲すの議を確定したり。

△貴族院の決定 貴族院は本案に對して多大の修正を加へたり。其條項は今一々之を擧ぐるに暇あらずと雖も、各條概ね政府原案の舊に復し、人口割合の如きは原案に比し却て其準を高ふし、選舉人及び被選舉人の納稅資格亦其額を増したり。

△兩院協議會、通過確定 衆議院は貴族院の修正に同意せず。乃ち兩院協議會を開き、大要左の成案を得たり。

一府縣を一選舉區とす○投票は被選舉人一人を單記し、選舉人の氏名を省く○選舉人は直接國稅十圓以上を納むる二十五歳以上の男子たる事○被選舉人は三十歳以上の男子たる事○人口三萬以上の市を獨立選舉區とす○郡市共に人口十三萬に付議員一人を出す、端數は四捨五入○議員總數三百六十九人

此成案は頗る貴族院の修正案に接近せるものなり。貴族院は大多數を以て之を可認し、衆議院は百二十六に對する百五十一を以て之を可認し、政府は直ちに之を公布したり。此法は次回の總選舉より之を實施す。

○三稅復舊案 憲政本黨所屬議員の名を以て地租・郵便・醬油三稅法中改正法律案を提出す。三稅々率を増徴以前の舊に復せんとするに在り。三稅復舊に依り國庫の收入を減ずること約一千四百萬圓。憲政本黨は臺灣經費・陸軍經費・及び一般行政費を節減して以て歳入の不足を補はんことを期す。本案に對しては提案者の一人神鞭知常

之を説明し、國情民力より論じて三稅復舊及び經費節減の要務なるを説く。憲政黨所屬議員は絶對的反對を主張す。結局無記名投票を以て採決し、地租案は百二十五に對する百五十九、郵便稅案は百二十六に對する百五十七、醬油稅案は百二十四に對する百五十四を以て、共に第一讀會に於て之を否決したり。

○歳費復舊案 憲政本黨所屬議員は又議員歳費を増額以前の舊に復するの法律案を提出す。是れ亦直ちに否決せられたり。

○議員瀆職法案 憲政本黨所屬議員は議員瀆職法案を提出す。即ち刑法中官吏瀆職罪に關する條項を兩院議員以下市町村會議員等に適用せんとするものにして、發案者の一人尾崎行雄其趣旨を演説し、近時各種議員の品位漸く汚下せること、特に帝國議會議員の汚行醜聞益々長ずるを慨し、乃ち其瀆職を矯め其品位を保たんが爲に、本

法を制定するの已むべからざる所以を痛論す。本案は委員會の議に付し、委員會は之を否決して報告し、衆議院は遂に百二十一に對する百三十三無記名投票を以て之を否決したり。

○**宗教法案** 政府は宗教を保護監督するの趣意を以て宗教法案を提出す。其案、各種宗教を一律に支配し、其行動を取締り、寺院教會を認めて法人と爲さんとす。本案は先づ貴族院に提出せられ、首相自ら發案の理由を説明し、本法を以て宗教の根本法と爲す旨を述べ、信教の自由權は嚴に之に尊重するも、其外部に現はるゝ行爲は十分に之を監督して社會の秩序を維持するの必要なる所以を論じたり。此より先き佛教徒は屢々政府に請願し、法律を以て佛教の國教たることを明規し、本山末寺の關係を公認し、各宗派を公法人として之に自治權を與へんことを望み、運動甚だ努めたり。然るに政府

編する所の宗教法案、一も此趣意を容れざるを以て、佛教徒は争ひ起て反對運動を企て、其運動激烈粗暴にして醜陋を極む。貴族院委員會に於て亦激論を生じ、會議を開くこと十二回に及び、大に原案を修正して僅かに之を可決す。其成案は佛教を國教と公認せずと雖も、各派管長の資格を公認し、本山末寺の關係を保護したり。本會議に於て數番の議論を闘はし、投票方法に關して著大の紛議を生じ、遂に百に對する百二十一を以て之を否決したり。

○**鐵道國有法案** 政府は鐵道國有法案及び私設鐵道買收法案を衆議院に提出せり。是れ前議會の建議に基き鐵道國有調査會の立案したる所にかゝる。國有法案に於て鐵道國有の大方針を掲げ、買收法案に於て買收すべき鐵道を舉示し、買收費額二億圓以下と定め、買收結了期間を十個年と定む。憲政黨は多年鐵道國有論を執り、之を

政府と提携の一條件と爲し、且つ前期議會に鐵道國有建議案を提して之を可決したるに拘らず、今に至りて形勢大に變じ、黨内反對を唱ふる者尠からず、他の各派亦概ね本案を非とす。爲に衆議院の特別委員會は故らに審査を遷延し、會期中其報告を爲すに至らずして止む。但し憲政黨は鐵道國有の初步として官私鐵道混合會社を組織するの議を執り、之が建議案を當期議會に提出したりと雖も、政府鐵道國有案を提出するに及んで、該建議案は自然に消滅に歸す。

○監獄費國庫支辦法案 政府は憲政黨の要求に應じ、監獄費國庫支辦法案を提出したり。衆議院は讀會を省略して容易に之を可決し、貴族院は六十八に對する百五十一を以て之を可決す。政府は前議會に於て財源の空缺を理由として同案に反對したりと雖も、今や三十三年度總豫算に若干の裕餘を得るに及んで、其財源を此に取らんと

して乃ち此提案あり。本案の通過するや、直ちに追加豫算を以て之が經費を要求す。其歳出は當年度半期分本法は三十三年十月より實施二百二十二萬五千二百七十一圓なり。

○各種法律案 政府は現行集會政社法に代ふるの目的を以て治安警察法案を編し、又保安風俗取締の爲に行政執行法案を編し、之を當期議會に提出す。兩院は多少の修正を施して兩案に協賛したり。

政府は前議會提出の動産銀行法案を再び當期議會に提出す。議會は輸入外資に對する政府保證の件を別法に譲るの但書を加へ、銀行の名稱を日本興業銀行と改め、以て本案に協賛したり。政府は産業獎勵の目的を以て産業組合法案を提出し、兩院之に協賛す。

十八歳未満の幼者の喫烟を禁止するの法律案を提出する者あり。兩

院は僅に之を協賛す。
帝國が清國各地に有する專管居留地の設備を完成せんが爲に、基金を設けて經營の費に充つべしとの建議案を提出する者あり。貴族院之を可決して政府に送致す。政府之を容れ、其主旨に基きて一法案を編成提出し、兩院之を可決す。

第六章 雜纂

○三十年度決算 政府は明治三十年度總決算及び同特別會計決算を當期議會に提出したり。總決算の歳入出額、及び其豫算額との對照増減左の如し。

| 歳入 | 豫算額 | 比較 |
|-----|-------------|-----------------|
| 經常部 | 一二四、二二二、九六四 | 一二一、四二八、五七〇 (増) |
| 臨時部 | 一〇二、一六七、一五八 | 一二八、〇九六、〇九九 (減) |
| 合計 | 二二六、三九〇、一二三 | 二四九、五二四、六七〇 (減) |

(合計) 二二六、三九〇、一二三 (減) 二四九、五二四、六七〇 (減) 二二二、一三四、五四七

| 歳出 | 豫算額 | 比較 |
|-----|-------------|-----------------|
| 經常部 | 一〇七、六九五、一二七 | 一一二、三一〇、七九八 (減) |
| 臨時部 | 一一五、九八三、七二七 | 一三七、二三六、四八七 (減) |
| 合計 | 二二三、六七八、八五四 | 二四九、五四七、二八五 (減) |

兩院は右決算を檢查確認す。各歳入出中。釧路鐵道買上の件に關し、衆議院は其不當なることを決議したり。

○衆議院未決々々算檢了 衆議院は前議會の決議に基き、政府が前々議會に提出したる明治二十八年年度總決算・同特別會計決算・臨時軍事費決算を檢查確認したり。以往の決算中、未だ衆議院の検査を了せざるものは明治二十四年度の決算あるのみ。

○豫備金及剩餘金等の支出 明治三十一年度豫備金及び剩餘金等の支出に關し、事後承諾を求め來るもの四件あり。兩院は異議なく

之に承諾を與へたり。

○府縣會議員選舉取締勅令

政府は明治三十二年の府縣會議員の選舉を取締らんが爲に、憲法第八條に依り勅令第三百七十七號を發し、選舉に關する罰則を定め、當期議會に對して事後承諾を求め來る。(第十三議會の協賛したる府縣制中、選舉に關する罰則を省略し、一に同議會に提出したる衆議院議員選舉法改正案中の罰則を準用することと定め、而して前者單り通過して後者は未決に終りたるを以て、乃ち緊急勅令を以て其罰則を定めたる所以なり。)衆議院は之を審査し、百二十五に對する百四十九を以て承諾を拒絶せり。發令の事情は何人も之を諒とするも、其効を將來に及ぼさしむるを不可としたるに由る。

○府縣會議員選舉干涉質問

憲政本黨所屬議員は府縣會議員選舉

干涉に關する質問を起せり。其質問は干涉の最も盛に行はれたる地方に就て一々干涉の事實を指摘し、政府何故に當時直ちに之を匡正せざりし乎、及び何故に不正官吏を黜罰せざる乎を問ひ、其理由書中に於て『今回の選舉は國民の公選にあらずして地方官警察吏の私選なり』と極言したり。政府は之に答へて公平に府縣會議員の選舉を取締りたりと云ひ、質問書掲ぐる所の事實を否認し、地方官を責罰すべき理由なしと斷言したり。

○外交質問、清國事情

憲政本黨は外交問題を以て政府を攻撃せんことを期し、大石正己の名を以て質問書を提出したり。其質問は鐵道敷設權・鑛山探掘權・居留地經營等に關し、政府の清韓兩國に對する處置の緩漫なるを詰るものにして、大石は詳かに其旨を敷衍演説したり。政府は此質問に對して簡短なる答辯を與へ、大石は之に

満たずして再質問を試みたりと雖も、政府の再答辯遂に要領を得ず。此時に當りて清國廟堂の上、滿漢新舊各派互に相軋轢し、暗鬭益々長ず。既にして新たに皇太子を冊立し、皇帝亦讓位の意を決し、平生變を思ふ者乘して革命を企てんとし、幾多不穩の報道刻々に達す。大石は本件に關して亦數條の質問を發し、政府は此際に處する方針に關しては答辯を避けたり。

○鐵道經費増額 衆議院は鐵道速成を以て目今の急務と爲し、第一期豫定線路の爲に其經費を増額して速かに議會の協賛を求むべきを政府に建議し、又一議員より鐵道敷設法改正案を提出し、大に鐵道建設費を増加して鐵道の完成普及を圖り、年額二千萬圓以上の公債を募集して之に應ずべしと規定す。此案は多少の修正を経て衆議院を通過す。然れども未だ貴族院の議決を経るに至らずして止む。

別に政府は追加豫算を以て鐵道建設費増額を要求し、兩院之に協賛したること豫算の部に記する所の如し。第一期官設鐵道建設費の既定總額は七千三百十五萬八千三百二十五圓にして、新増加額は一千九百五十二萬九千八百八十六圓なり。内三千五百三十八萬五千二百圓は三十二年度迄の既拂額とす。

○京釜鐵道特別保護の建議 京釜鐵道會社發起人團體は明治三十一年九月京城釜山間鐵道敷設權を韓國政府に得、三箇年内に工事に着手することを約したり。爾來其期間の半を過ぐるも、未だ會社の成立を見ず、從て未だ其工を起すに至らず。兩院は該鐵道を以て運輸交通殖産興業上最も必要の機關なりと爲し、乃ち共に政府に建議し、民間資本缺乏の今日、宜しく之に特別の保護を與へ、以て會社の設立及び事業の經營に資せしむべしと云へり。

○臺灣法官違憲罷免事件建議

衆議院は臺灣總督府法院判官違憲罷免事件に關して政府に建議したり。前議會の際、現政府は臺灣總督府法院判官も亦憲法第五十八條第二項の保障を有することを明言したるを以て、乃ち茲に此建議を敢てし、政府が速かに前年高野孟矩に下したる非職及び免官の辭令を無効とし、此趣旨に適合する相當の處置に出でんことを望みたり。

○教育關係諸案

兩院は現今の學制を以て不備不全なりと爲し、之を改革せんが爲に調査會を設立せんことを政府に建議し、又各種學校設置に關する多數の建議案を可決したり。又政府は小學校教育費國庫補助法案を提出す。是れ前議會の可決したる同法の補助標準を改め、國庫の負擔額を低減せんとするものにして、異論頗る多かりしと雖も、兩院は之を修正可決したり。

○足尾鑛毒事件

栃木縣足尾銅山の鑛毒蔓延の件に關し、同縣選出議員田中正造は奇矯なる幾十通の質問を發し、流毒の實況を述べ、被害民の窮情を訴へ、又當業者と縣官警吏と相結托して互に私福を營ひの内情を許さ、政府が何故に鑛毒豫防・被害救済に意を用ひざる乎を詰る。政府は其質問の一半に形式的答辯を與へ、他は何の答ふる所あらず。又衆議院は實地調査及び被害救済の爲に調査委員會を組織すべきを政府に建議したり。

(註)足尾銅山鑛毒事件は數年以來政治上及び社會上の問題たり。被害民は營業禁止を希ひ、田中正造之を議院に争ひ、政府亦調査を施し、流毒防止の設備工事を當業者に命じたり。然るに近年に入るに及んで、鑛毒益々長し、慘狀愈々加はる。官甚た之を恤まざる。窮を中央政府に訴へんとする被害民を遂に扼止し、視て以て暴民と爲し、之を凌辱して殆ど亡狀を極む。本文田中の質問は實に此情態に激して起る所なり。爾來窮民の窮狀益々甚しく、毎期議會の問題と爲り、頗る世の視聽を聳かす。

○各種建議案

議員の建議案を提出するもの比年益々増加す。當

期衆議院に現はれたる建議案の数は七十一件にして、同院は其五十二件を可決したり。其内較々注目すべきものは、前記學制改革・學校設立・鑛毒調査等の外、鐵道速成・開港督促・各種民業補助の件(後年の大船渡補給の件亦此内に存す)等是なり。又鐵道國有建議案の提出を見たりと雖も、遂に未決に終る。又貴族院も十二件の建議案を可決したり。

○當選訴訟(貴族院)同時二通の委託投票、外一事 明治三十年六月を以て執行したる茨城縣多額納稅議員互選の結果に對し、互選者松村修平・荒野由次郎二人の間に再度の當選訴訟を累ね、二人の當選共に無効に歸し、乃ち三十二年三月其補闕選舉を行ひ、荒野再び其選に當りたり。其補闕選舉に際し、互選者の一人甲某は、自ら會場に至る能はざるに籍口し、同一日附を以て二個の投票と委任状とを作成し、密かに之を松村・荒野二人に分付したり。此事實は互選當日に

及んで發覺す。松村は甲某作成の二個の投票中、其一票は必ず有効たるを失はずと爲し、之を審査せんが爲に姑らく互選會を中止するの至當なるを論ず。選舉管理者は甲某の投票は共に無効なりと爲し、互選會を繼續し、而して荒野は一票の多數を得て當選したり。松村は利害の關係極めて親切なる甲某投票の効力を審査せずして遂行したる互選會は無効なりと爲し、荒野に對する當選不當の訴訟を貴族院に提起す。且つ本件訴訟の原因たりしもの他に一あり。即ち先年茨城縣多額納稅者の一人として互選名簿に登録せられたる乙某は、其所有地若干を他に賣却し、爲に互選の納稅額を缺くに至りたるを以て、新互選名簿に乙某の氏名を省きて之を確定したり。然るに乙某は實際地所を賣却したりと雖も、未だ登記の手續を了するに至らず。此に於てか原告は確定名簿に對して異論を唱へて謂らく「乙某は

土地臺帳に於て依然納税の義務を負ひ、其納税額は優に互選資格を満たすに足る。故らに此人を除きたる互選名簿は無効して、從て其互選亦無効たらざるべからず」と。貴族院の資格審査委員會は本件訴訟に關して綿密なる審査を施し、原告の主張を不當とし、本會議亦此報告を容れて荒野の當選を有効と判決したり。曰く「互選人甲某の委託投票は無効なり、選舉管理者が之を無効と即決して選舉を續行したるは適法の行爲なり。互選名簿に乙某の氏名を省きたるは不當なりと雖も、法定の手續を経て完全に確定せる名簿に依りて執行したる選舉は有効たるを失はず」と。

第十五回帝國議會

第一章 召集前記

●政府、内閣更迭

○山縣の辭意、留職 第十四回議會閉會後未だ幾くならずして、内閣總理大臣山縣有朋辭職の意を漏らす。抑も山縣内閣は曩に第十三議會の協賛を経て増税を斷行し、財政の基礎之に由て鞏きことを明言したるに拘らず、實際の情況は即ち然る能はず。再ひ増税を斷行すること或は已むべからざらんとす。此時に當りて伊藤井上等は政府の財政處分を非難し、頗る鋒鏘を現はすに至る。山縣乃ち諸老と會見し、協議を凝らすと雖も、適應の方策を得る能はざるのみな

らず、亦感情の融悟を見ず。山縣は深く此に不快を懷き、剩へ憲政黨が提携の報酬を要むること頻繁にして、應接の煩に耐へざるを以て、乃ち俄に辭職の意を決し、私かに之を天關に聞す。此に於て内閣後繼の議を生し、勅令順次諸老に下ると雖も、一人の起て聖旨を奉戴する者なし。時會々北清警を傳へ、東洋の禍亂測るべからざるものあり。皇上深く時局に軫念あらせられ、旨を山縣に下して内閣を撤かすことなからしめ、諸老亦傍より留職を勸告す。山縣遂に意を翻へして其任に留まる。

○官制改正、官房長、總務長官 政府は各省官制通則中に改正を加へ、次官及び參與官を廢し、別に官房長及び總務長官を設け、從來次官の管掌中、政務に關する事項を官房長に屬し、事務に關する事項を總務長官に屬す。而して官房長は大臣と進退を共にすべし政

務官とし、同官及び法制局長官の任用を文官任用令の除外に置く。此改正は政府と憲政黨と提携報酬に關する交渉進行中に行はれたる所なりと雖も、實は何等の關係あるなく、憲政黨員にして特別任用を蒙りたる者あるを見ず。

○山縣内閣總辭職 既にして立憲政友會設立の事あり。(次節政黨の部に詳なり)其設立後旬日を経て、九月二十六日、山縣復た俄かに辭表を呈し、即日官邸を去り、翌二十七日、各大臣相尋て辭職す。此時に當りて列國聯合軍既に北京に入り、其善後の外交を操るべきの時に會す。伊藤博文時に内閣外交顧問の任に在り、其意見往々閣員と相容れず。遂に自ら外交顧問の任を辭し、一面に於ては政友會を組織して政界に翱翔す。山縣は平生伊藤に快ならず。加ふるに伊藤が絶對的多數の政黨を率て將に政府反對の計に出でんとするを見て、益々之に平か

なること能はず。乃ち茲に北清事變の終結を期として辭表を捧呈するに至れり。

○内閣後任談、渡邊國武の舉措 山縣の辭表を捧呈するや、伊藤を以て其後任に擬す。事勿卒に起るを以て、伊藤は之を諾するに躊躇し、且つ山縣後日の反噬を虞る。會見數次、稍々融悟する所あり。伊藤乃ち再起の意を決す。次て閣員を選任配置するの際、會々其總理する新設政友會内に一大紛擾を生し、爲に内閣組織に頓挫を來したり。此より先き子爵渡邊國武、伊藤を資けて政友會組織の事に盡瘁し、成立後假總務委員長の重きに任して黨務に執筆す。伊藤が將に新内閣を組織せんとするに臨み、渡邊は俄かに脱會を告知し、又總裁伊藤の無能を天下に表白し、言頗る激烈に亘る。居ること數日、渡邊は俄かに脱會の意思を顯へし、輕舉の罪を謝す。曰く「郊外散

策の際、端なく心機一轉す」と。伊藤と渡邊との間、直ちに釋然として融和したりと雖も、會内渡邊の舉措を非難する者尠からず。皆な以て會の信用を毀けたるものと爲し、之に處決を促がすと雖も應せず。除名説を唱ふる者ありと雖も、伊藤之を斷ずる能はず。數日紛擾の後、政友會は一報告書を發し、渡邊の動作を狂亂に等しさものなりと公言し、又伊藤は渡邊を總務委員中より除き、僅かに紛議の局を結ぶ。

○伊藤内閣組織 元老間の情意疏通し、政友會の紛議亦鎮靜し、宮内官隱に其間に斡旋し、閣員の選擇全く成り、十月十九日其親任式を行ふ。左の如し。

内閣總理大臣侯爵伊藤博文○大藏大臣子爵渡邊國武○外務大臣加藤高明○内務大臣文學博士男爵末松謙澄○司法大臣男爵金子堅太

郎○文部大臣松田正久○農商務大臣林有造○遞信大臣星亨
新任八大臣中、外務大臣加藤高明を除くの外、皆な政友會に所屬す。
而して陸軍大臣子爵桂太郎及び海軍大臣山本權兵衛は依然其職に留
まる。

○閣員異動 新内閣成立の後、遞信大臣星亨其職を辭し、原敬其
後を襲ひ、(廿二月)次て陸軍大臣桂太郎其職を辭し、臺灣總督男爵兒
玉源太郎陸軍大臣に兼任す。(廿三日)又侯爵西園寺公望を擧げて樞密
院議長に任し、伊藤の病に臥するの間、西園寺をして内閣總理大臣
臨時代理たらしむ。原・西園寺、共に政友會に屬す。

○星亨辭職顛末、東京市の疑獄 閣員の異動中、遞信大臣星亨の
辭職に關しては少しく其事由を叙せざるべからず。星は當時東京市
參事會員の職に在り。多大の勢力を其地に扶植し、獨力を以て市政

を左右す。會々東京市政に關して幾多の醜聞巷間に湧き、疑獄亦隨
て生し、市會議員及び市參事會員の拘禁せらるゝ者頻々相踵き、星
亦收賄罪を以て告發を蒙り、檢事局其告發を受理す。貴族院の各派
は平生星と相容れず。今又疑獄の起るに及んで、益々之を陋とし、
之として一日も輔弼の重任に居らしむべからずと爲し、議論運動太
た力む。衆議院の非政友會派亦星排斥の議を唱へ、政友會員中陰に
之に賛する者尠からず。樞密顧問官亦概ね同一の意見を取る。爾く
天下の非難星の一身に集ると雖も、星泰然として動く所なし。總理
大臣伊藤博文、爲に或は内閣の基礎を撼搖するに至らんことを虞れ、
私かに引退を促かしたりと雖も、星斷乎として之を斥く。既にして司
法部起訴の期漸く近づき、而して四面の攻撃益々急なり。星は此形
勢に鑑み、托けて辭職の意を決し、乃ち先づ司法大臣金子堅太郎を

して不起訴の誓約を爲さしめ、次て之を政友會議員總會の席上に公言せしめ、遂に十二月二十一日を以て辭表を捧呈し、即日聽許を蒙る。星は辭表捧呈と同時に一編の文書を發して辭職の理由を天下に告白せり。其理由とする所は「政敵の構陷に依りて罪戾の嫌疑を蒙り、司法部捜査の結果、事迹の檢舉すべきものなきを明かにし得たりと雖も、一時紛擾を惹起したるは畢竟不徳の致す所、故に謹て輔弼の重任を拜辭す」と云ふに在りて、極力政敵の心事の隱險陋劣なるを攻撃したり。

●政黨及議員

○憲政黨と山縣内閣、提携報酬問題、絶縁 憲政黨は山縣内閣と提携してより已來既に二會期を過ぐ。同黨員は靜かに其間の成績を

願み。公私兩つなから得る所なかりしに驚き、幾月胸中に鬱結せし不平一時に爆發し、皆な現狀を打破して局面を展開せんことを望まざるはなし。但、其展開方法に至りては各人の意圖一ならず。或は政府と苟合するの汚辱たるを醜ら、斷然提携を絶たんことを望む者あり。或は政權の分與を得て與に偕に宣言實行に當らんことを慮る者あり。其間亦依然提携を續け、政府をして文官任用令を改正せしめ、以て勅奏任の官職に就かんことを希ふ者甚た尠からず。總務委員は乃ち黨の希望を代表して屢々閣員と會見し、宣言實行・局面展開を迫りたりと雖も、閣員の答ふる所要領を得ず。交渉再三、總務委員は閣員の入黨を促かし、若し能はずんは黨員の入閣を求む。總理大臣山縣有朋悉く之を拒絶し、而して俄かに自己辭職の決心を語る。總務委員は始めて之を耳にし、交渉を繼續するの益なきを念ひ、

乃ち正式に提携断絶を告知し、今後の態度を明かにす。二開年間相結
びたる兩者の關係此に至りて絶ゆ。

○憲政黨と伊藤博文の結合、政友會組織 憲政黨と山縣内閣と尙

ほ相提携するの際、侯爵伊藤博文は身閑散の地に在るを利して全國
を周遊し、到る所既成政黨の腐敗を論じ、之を矯正改造するの要務
なるを絶叫す。憲政黨幹部は伊藤に頼りて局面を新たにせんことを
企て、山縣内閣と提携を絶ちたるの翌日、直ちに伊藤に對して交渉
を開始す。伊藤は時機の尙早きを辭として巧みに之を避く。憲政黨
は尙ほ希望を此に維ぎ、爾來累月に亘りて交渉を續き、遂に其黨を
舉げて之を其左右に獻せんことを提言するに至る。伊藤の意爲に漸
く動く。一日天關に伏し、政黨革新の要務なる所以を奏聞して密かに
内旨を乞ひ、又此意を同儕の元老に通告し、豫め後日の妨碍を阻止

するに努む。既にして憲政黨との交渉益々熟し、遂に同黨を基本と
して新たに一大政黨を組織するの内議を定め、新政黨を立憲政友會
と命名し、八月二十五日(三十)を以て其創立委員會を催す。伊藤は
其席上に於て一演説を試み、又其署名せる宣言書を發表し、既成政黨
の宿弊を擧げ、政黨の本分責任を論じ、憲政擁護の爲に新政黨組織の
事を企てたるの意を明かにす。而して其政綱に掲ぐる要領左の如し。

憲法を恪守し其條章に循由して統治權の施用を完からしめ以て國家の要務を擧げ以て各
個の權利自由を保全す○維新中興の宏謀を遵奉翼賛して國運を進め文明を扶植す○行政
の機能を完全にし其公正を保ち選叙を精にし繁縟を省き責守を明かにし紀律を正し處務
を敏活にし時運の進歩と相伴はしむ○外交を重じ友邦の誼を厚くし文明の政以て遠人を
倚安せしめ法治國の名實を完からしむ○内外の形勢に應じて國防を實し國力の發達と
伴行して國利國權の防護を完全ならしむ○教育を振作し國民の品位を陶冶し公私國家に
對する負擔を分つに耐ゆる躋徳良能を發達せしむ○農商百工を奨め航海貿易を盛にし交
通の利便を増し國家經濟上の基礎を鞏固ならしむ○地方自治をして隣佑團結の實あらし

め其社會及經濟上の協同を完全ならしむ○政黨の責任を重んじ専ら公益を旨として行動し常に自ら戒飭して宿弊を覆ふことなきを努む

○憲政黨解散 憲政黨は當初其黨内に伊藤を招聘せんことを期したりと雖も、中道に及んで評議一變、其黨を解きて伊藤の新設する政黨に赴くの内議を定め、政友會創立委員會終結の後、憲政黨總會を開きて解黨の件を付議す。黨員中、十年歴史ある政黨を捨つるに忍びずと論ずる者あり。又伊藤の宣言の無禮なるを恚り、其既往の言動の無責任なるを引き、以て之と事を偕にするの不可を唱ふる者あり。然れども多數の意見は解黨に一致し、遂に宣言書を發して其黨を解きたり。曰く「今や時運に際會し、伊藤侯と相謀り、更に立憲政友會を組織し、以て憲政の完成を致さんことを期し、茲に我黨を解く」と。

○政友會發會式 立憲政友會創立委員は着々創立の準備を講じ、黨員を募集し、九月十五日を以て其發會式を行ふ。此日總裁伊藤博文は憲法政治の運用及び政黨の本分に關して一場の演説を試み、今後會員を指導訓戒して憲政有終の美を濟さんとする旨を表言したり。此會は總裁獨斷の制を執り、會員は一に總裁の命令に服すべきの内規を定む。

○政友會の地位 伊藤内閣は政友會を基礎として立つ。故を以て同會は一意唯々内閣を擁護するを以て自ら任じ、其極、國務と黨務とを混淆し、何等の分界を此間に劃するなし。

○憲政本黨、其内訌、三四俱樂部組織 政友會未だ成らざるの時に當り、憲政本黨の領袖尾崎行雄は屢々伊藤博文と會見し、其政見の相近邇せるを喜び、私かに本黨と伊藤とを結合せんことを試む。

本黨以て不可と爲し、大會を開きて尾崎を除名す。尾崎乃ち去て政友會に投ず。爾來本黨は政務調査に銳意し、次て公然伯爵大隈重信を戴て總理と爲し、伊藤内閣の敵手として第十五議會に立たんとし、對議會方針として特に官紀を振肅して政界の腐敗を矯正すること、及び清國を保全して東洋の平和を維持することの二件を決議したり。若し夫れ現下の財政問題たる増税計畫に關して黨内に異論を生じ、内訌の極、非増税派の議員三十餘名袂を聯ねて其黨を脱し、後ち相集りて三四俱樂部なるものを組織す。事は第十五議會開會の後に在り。

○帝國黨 帝國黨は政友會の誘導を受けたりと雖も、黨員の之に應じたる者極めて少し。既にして政友會内閣成るに及んで同黨は平生政黨内閣を喜ばざるよりして自ら新内閣に不快を懷き、又新内閣

の行動を以て公私の分別を紊り、欽定憲法の大旨に反するものと決議し、且つ官紀振肅・支那保全・朝鮮扶掖の事を決議したり。而して北清事件に關する必要なる經費の支出は之を吝まざるも、其財源を永久的の増税方法に取るを不可とし、明かに政府反對を標榜す。

○貴族院各派の蹶起 憲政施行以來、貴族院内幾多團體の設立を見たりと雖も、皆な是れ單一の俱樂部たるに過ぎずして、政治的團體として何の活動する所なく、個々議員亦概ね沈黙を守り、爲に毫も勢力を政界に爲すに至らず。然るに第十五議會開會前に及んで、各員は多年の沈黙を破りて一大活動を試みたり。當時存立の團體は研究會・茶話會・庚子會・木曜會・朝日俱樂部等にして、各派は概ね皆な政黨内閣を非とするの意見を取り、且つ伊藤内閣の行動を非議し、皆以て當初の宣言を無視し、選叙を誤り、官紀を紊り、稅政を續行

して毫も反省の誠意を有せざるものと爲し、早く既に反抗の姿勢を示し、特に星亨排斥に力を用ゆ。此に於て前記各派の外に無所屬一派を加へ、六派百九十餘名の議員相結合して政府に抵抗せんことを約す。六派は先づ各般秕政を指摘したる忠告書を總理大臣に與へて其反省を促がし、特に星亨免官を迫る。星は此形勢に省み、忠告書に先だち辭表を呈し、總理大臣直ちに之を執奏して六派の鋭鋒を避く。忠告書は單り星排斥を目的とするに止らず。故に六派は星の辭職に依りて其鋒を戢めず、其各代表者は總理大臣に面して縷々忠告を試みたり。然かも政府毫も改悛する所なきを以て、六派は依然抵抗の姿勢を取り、遂に第十五議會に於て増稅問題に關して一大衝突を來したること後章記する所の如し。

○國民同盟會、清韓保全扶掖の議 公爵近衛篤磨同志を集めて國

民同盟會を組織す。此會は支那保全・朝鮮扶掖の二大綱を立て、舉國一致以て夫の義和團事變に因する東洋問題を解決せんことを期するものにして、其眼中に黨派なく官民なし。兩院の各派概ね其旗下に集まり、憲政黨亦一たび之に同意を表したりと雖も、同黨解散して政友會新たに成るに及んで、同會は國民同盟會の行動を國家に不利なりとして明かに反對を決議したり。爾來同盟會は熱心其二大主義を鼓吹し、以て國論を喚起し、以て政府を警醒し、適當なる解決を東洋問題に下さんことを維れ力む。

○議員黨派別 衆議院議員黨派別概要左の如し。

政友會百五十五人 ○憲政本黨百三人 ○帝國黨十二人 ○中立議員三十人

○貴族院議員異動 第十四回議會閉會後第十五回議會閉會に至るまで、貴族院議員の異動左の如し。

△丁年上任 邦芳王○侯爵大炊御門幾麿○公爵三條公美○侯爵山内豊景

△勅任 松尾臣善○小松原英太郎○大浦兼武○曾禰荒助○高木豊三○安廣伴一郎○一木喜徳郎

△補闕當選 子爵牧野貞寧○高廣次平○子爵土御門晴榮○櫻井三右衛門○林田登○伯爵日野資秀○子爵芳川顯正○平沼專藏○高橋徳右衛門○太田平次

△辭職 内海忠勝○菅野傳右衛門○子爵林友幸○下田幸三郎○佐藤喜八郎○住友吉左衛門○熱海孫十郎○白井儀兵衛○子爵戸田忠義

△死亡 橋口兼三○外山正一○侯爵前田利嗣○水野遵○侯爵醍醐忠順○男爵伊丹重賢○伯爵勸修寺顯允○男爵福原實○田村耕平

●東洋時局

○北清の暴動 明治三十三年五月、土匪義和團清國北部に蜂起し、所在剽掠を逞ふし、攘夷を標榜して連りに外人を厄し、其勢猖獗にして易るべからず。列國は交々清國に督責するに土匪掃攘の事を以てしたりと雖も、當時の執政は隠に土匪に賛し、遂に公然排外政策を取り、盛に匪達を助長煽動す。此を以て其派する所の官兵は力を土匪に戮せ、先づ北京天津間の通信運輸機關を破壊し、列國公使館及び居留民を重圍の裡に陥れ、蠻爲暴行、殆んど亡狀を極めたり。此に於て列國は相共に聯合軍を組織、天津より北進して北京を救援せんことを期し、激戰數合、先づ太沽の砲臺を抜き、次て天津城を陥れ、駐屯月餘、姑らく民政を此地に布き、機漸く熟して北進し、八月十四日始めて北京に達して公使館及び居留民を救援し、茲に聯合軍の目的を遂ぐることを得たり。此數旬の戰闘、敵勢意外に頑強

にして、聯合軍は屢々苦境に陥る。此際に處して我帝國軍隊の勇武絶倫にして紀律の整然たりしことは、聯合軍の齊しく驚嘆したる所なり。

○清廷事情、外交局面

此より先き聯合軍尙ほ北進途上に在るの

日、清國皇帝は太后と共に難を南方に避け、大臣高官之に扈從す。爲に列國は既に聯合軍當初の目的を達したりと雖も、北京政府に對して外交談判を開くに由なく、乃ち假りに民政を北京に行ひ、以て有力なる政府の成るを待つ。清廷は今に至るまで排外政策を執りたりと雖も、聯合軍北京に入るの後、俄然其政策を一變し、皇帝は平和の希望を宣し、媾和大臣を任命して談判の衝に當らしめ、次て上諭を發して自ら不徳の責に任し、元兇處罰を命し、且つ列國に對して謝罪の意を表したり。列國は其駐清使臣を以て談判委員と爲し、

列國委員は着々談判の準備を講じ、先づ對清要求の基礎を定め、爾來交渉累月、歲茲に一週して始めて和約の成立を見るに至れり。

(和約調印は次年明治三十四年九月七日に在るを以て、其前未は次期議會の前記に之を叙す。)

○露國の滿洲經營、英獨協商、帝國の舉措

露國は列國聯合軍に

伍して與に共に北京救援の事に従ふと同時に、續々大兵を滿洲に派し、四方より之を奄撃し、日ならずして東三省全部を占領し、所在の要地に民政廳を設け、着々永遠の計畫を施して憚らず。其口實とする所は東清鐵道の保護に在りて、將來滿洲の秩序回復し、及び鐵道の保護完全を得ば、直ちに滿洲より撤兵せんとするの意なることを聲明したり。既にして列國聯合して清國と媾和談判を開始するや、露國は其談判の員に加はると共に、別に清國と密約して正式に滿洲の行政及び軍政權を自國に收得せんと企て、乃ち旅順に於て、將た

聖彼得堡に於て、着々清國官吏と談判の歩武を進む。露國當年の行動は列國の齊しく注視したる所にして、先づ其行動に障礙を與へたるものは十月十六日締結の英獨協商是なり。兩國は清國の港灣開放及び領土保全の主義を取り、現下の紛擾を利用して清國領土上の利益を獲得せざるを約し、且つ列國に通牒して賛同を勸告し、其賛同者は提唱者と同一の權義を有する旨を附言す。我帝國は直ちに之に賛同し、他の列國概ね之に漏れず。露國亦之に賛同したりと雖も、毫も滿洲奄有の計を改めず。却て清使に迫りて條約調印を促かすこと益々急なり。此に於て帝國は先づ條約調印の不利を清廷に警告し、他の列國亦之に倣ひ、遂に清廷をして調印拒絶の廟議を決するに至らしむ。露國は之に省みずして必らず初志を貫徹せんことを期し、威嚇脅迫交々する。帝國官民は遂に戰意を決し、政府は其準備を講

すると共に、強烈なる抗議を露國に提したり。露國遂に屈し、乃ち姑らく密約案を放擲し、此旨を列國に通牒したり。事は次年(三十四年)三月下旬に在り。爾く露國は一時密約案を放擲したりと雖も、滿洲占領の事實は依然として異なる所なし。(露國の密約案放棄は第十五議會閉會の前後に在りと雖も、便宜此に叙す。)

(註)時局と内閣との過渡關係を示すこと下の如し○北清暴動の蜂起したるは(三十三年五月)我に在りては仍ほ山縣内閣存立の時に屬す。此内閣は聯合軍北京入城(八月十四日)の後に至るまで繼續し、次て露國が益々鋒銘を露出して滿洲を經營するの交に及んで伊藤内閣の成るを告ぐ。(十月十九日)英獨協商に賛同し、露清密約に抗議したるは伊藤内閣の爲したる所にして、此内閣は露國が密約案を放棄(三十四年三月二十四日)したる後仍ほ繼續し、尋て桂内閣の成立を見る。(六月二日)

第二章 會 期

○召集、成立、開院式、勅語 第十五回帝國議會は明治三十三年十

二月二十二日を以て東京に召集せられ、兩院即日成立し、二十五日車駕親臨して開院式を行ひ、勅語を賜ふ。其勅語は、帝國陸海軍隊の北清に於て發揮したる忠勇を嘉尚し、將來に於ける平和の保障を得んことを努むるの聖意を明かにし、且つ國家必要の軍費を支辨し、並に財政の基礎を鞏固にする爲め、租税増加の計畫を定めたる旨を宣せらる。

○**全院委員長、常任委員** 全院委員長選舉の結果、貴族院に於ては公爵徳川家達當選し、衆議院に於ては杉田定一當選す。常任委員選舉の結果、衆議院に於て其選に當る者は概ね政友會所屬議員ならざるはなし。

○**部屬黨派別制度、隔日開議** 衆議院は當期より議員の部屬を黨派別とし、又本會議と委員會とは交互隔日に之を開くの例を創む。

○**停會連施** 明治三十四年二月二十七日より同三月八日に至るまで十日間、帝國議會停會を命ぜられ、解停の翌九日より十三日に至るまで五日間、繼て停會を命ぜらる。

○**閉院式** 三月二十五日、帝國議會閉院式を行ふ。

第三章 豫算案 (財政計畫の一)

●**政府の立案**

○**三十四年度總豫算** 明治三十四年度總豫算案に計上する歳入歳出額、并に前年度豫算との比較を示すこと左の如し。

| | 三十四年度 | 三十三年度 | 比 較 |
|-----|--------------------------|--------------------------|--------------|
| 經常部 | 二〇一、一六〇、四六九 _円 | 一九三、二七〇、九四九 _円 | (増)七、八八九、五二〇 |
| 臨時部 | 五三、三五九、〇四六 | 六〇、八一九、六三八 | (減)七、四六〇、五九二 |
| 合計 | 二五四、五一九、五一五 | 二五四、〇九〇、五八七 | (増)四二八、九二八 |

經常部 一六五、四三一、四〇五 一五一、四七五、六三八 (增)一三、九五五、七六六
 歲出 臨時部 八七、五〇二、〇一五 一〇〇、五五三、四四〇 (減)一三、〇五一、四二五
 合計 二五二、九三三、四二〇 二五二、〇二九、〇七九 (增)九〇四、三四一
 (註) 三十四年度總豫算歲入有餘金百五十八萬六千九百九十五圓也。本表比較には北海道の
 賭税及び諸經費を控除す

○歲入種別、重要歲出 明治三十四年度總豫算案歲入中、償金繰入額は千九百三十一萬五千五百圓にして、公債募集額は二千九百八十六萬二千四百五十圓なり。他は皆な普通の歲入なりとす。歲出中較く重要なものは吳造兵廠擴張費(總額六百三十四萬九千三百圓、五個年繼續)臺灣兵營新築費(總額二百四十萬圓、三個年繼續)司法官及び地方官の増俸(計百餘)等是なり

○北清事件費、増稅豫算 明治三十三年度所要の北清事件費は姑らく軍艦水雷艇補充基金・災害準備基金・教育基金を流用して之を支

辨し、(後章)而して卅四年度の同經費は之を同年度追加豫算第二號に編して當期議會に提出す。北清事件費に對しては詳細の款項を説けず、單に清國事件第二豫備金の名を以て二千三百五十萬圓を豫算す。政府は其財源を増稅及び葉煙草專賣價格の引上に求めんとし、年額二千百四十四萬餘圓増收の計を立てたりと雖も、實施期の關係上、三十四年度に在りては僅に六百二十九萬三千五百七十五圓を得るに過ぎざるを以て、別に千七百六十八萬圓の一時借入金を起し、以て其不足を補はんとし、合計二千三百九十七萬三千五百七十五圓を追加豫算第二號歲入の部に掲ぐ。又同豫算歲出總額は二千三百九十萬五千六百一十一圓にして、前記北清事件費第二豫備金の外、増稅施行に關する經費等を含む。

○三十三・四兩年度追加豫算 明治三十三年度總豫算追加案一號。

其歳出通計三百三十八萬五千九百八十八圓にして、各省所管の通常政費なり。(此豫算に歳入なし)又三十四年度總豫算追加案二號。其第一號の歳入一百萬圓、其歳出二百五十八萬四千二百三十五圓にして、歳出の幾と全部を擧げて北海道經營の費に供す。其第二號は即ち前項記するが如く北清事件費及び増稅等の歳出入を豫算したるものなり。

○臺灣總督府豫算 臺灣總督府特別會計の明治三十四年度歳入歳出は、共に二千八十九萬四千六百四十一圓にして、歳入中六百四十八萬餘圓は國庫の補充にかゝる。外に新稅法實施の爲め二十三萬六百十四圓を追加要求す。

●議會の決定

○衆議院の總豫算査定案、議了、修正額 當期の議會、政府は施

政の方針を公表せず、又財政の計畫を説明せず、議院亦強て之を問ふことなし。衆議院豫算委員會は政友會所屬議員幾んと其全數を占め、政友會院内總務星亨は單意を以て豫算査定の概要を立て、之を委員會に付す。委員會は悉く自黨總務の提案に遵ひ、容易に審査を了し、委員長栗原亮一、總豫算審査の結果を二月七日の議場に報告したり。其査定案は、歳入に於て八萬六千六百六十六圓を増し、(内、臨時部五百六十圓減)歳出に於て二百四十一萬七千二百三十八圓を減す。(經常部百七十二圓減、臨時部六十四萬四千十圓減)本會議に於て査定案の削減中二千五百圓を原案の舊に復し、他は凡て査定案を可決し、茲に三十四年度總豫算を議了したり。夫の吳造兵廠擴張費は之を可決し、司法官及び地方官の増俸、並に臺灣兵營新築費等は之を削除す。

○貴族院の總豫算議了 貴族院の六派は前章記するが如く星亨排